

三春町告示第111号

平成26年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年11月25日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成26年12月4日(木) 午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成26年12月4日、三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 85号 専決処分につき議会の承認を求めることについて
- 議案第 86号 第7次三春町長期計画の策定について
- 議案第 87号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第 88号 町道路線の認定について
- 議案第 89号 三春町旧桜中学校交流施設条例の制定について
- 議案第 90号 三春町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 91号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 92号 三春町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 議案第 93号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 94号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第100号 平成26年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第101号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第102号 平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第103号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第104号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第105号 平成26年度三春町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第106号 平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第3号）について

平成26年12月4日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次	13番 鈴木 利一
14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一人	16番 日下部 三枝

2 欠席議員は次のとおりである。

10番 佐久間 正俊

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 近内 信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副 町 長	橋本 國春

総務課長	工藤 浩之	財務課長	鈴木 正人
住民課長	新野 徳秋	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山 敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年12月4日（木曜日） 午前10時10分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時10分)

……………**開 会 宣 言**……………

○議長 会議に先立ち報告いたします。

一身上の都合により、10番佐久間正俊君から、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○議長 ただいまより、平成26年三春町議会12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

……………**会議録署名議員の指名**……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番小林鶴夫君、12番橋本善次君のご兩名を指名いたします。

……………**会 期 の 決 定**……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月10日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月10日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………**諸 般 の 報 告**……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について。監査委員より、平成26年度第6回、第7回、第8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に定期監査の結果について。監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

……………**議 案 の 提 出**……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第85号、専決処分につき議会の承認を求めることについて」から「議案第106号、平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第3号)について」までの22議案であります。

……………**町長挨拶並びに提案理由の説明**……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長!

○町長 おはようございます。挨拶に先立ちまして、私ごとになりますが、去る11月12日から29日までの入院により、議会議員の皆様及び町民の皆様に、ご迷惑、ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後は健康に留意をしながら、より一層職務に励んで参りたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要などについて

説明いたします。

東日本大震災から3年9カ月が過ぎようとしておりますが、災害の面から今年を振り返ってみますと、やはり2月の大雪があげられます。2月中旬の暴風雪は、住宅や農業用ハウスの損壊及び道路通行不能など、町民生活に長期間大きな影響を及ぼしました。この雪害を教訓として、町では新たに除雪車両などの機材を確保し除雪体制を大幅に強化いたしました。これから本格的な冬を迎えることとなりますが、円滑な除雪体制の整備に努めて参りますので、自主防災会をはじめ町民皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

さて、この一年を振り返れば、希望につながる明るい話題も数多くありました。

主なものとして、除染計画に基づく全町的な仮置き場の整備供用と除染作業の推進。滝桜観光の本格的な復活と三春時代行列、三春秋まつりの楽しいにぎわい。中心市街地の活性化を図るための、中町蔵整備と旧ベニマル跡地の整備。風評被害払拭のための、ゆるキャラ「こまりん」のお披露目。富岡町と葛尾村の復興公営住宅用地の造成着手。三春小学校耐震補強大規模改造工事の完成。ブータン王国訪問と滝桜の苗木植樹。福島県環境創造センター着工。磐越東線三春・郡山間、開業100周年。ふくしま駅伝町の部3位をはじめ、第1回市町村対抗ソフトボール大会でのベスト8進出など、各種スポーツ大会での活躍。

以上、思いつくまま申し上げましたが、町にとりまして成果のあった年でありました。これからも、町民の皆様と力を合わせて、困難な課題を一步一步乗り越えて参りたいと考えております。なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。「専決処分につき議会の承認を求めることについて」をはじめ、第7次三春町長期計画策定、和解及び損害賠償額の決定、町道路線の認定、旧桜中学校交流施設条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、保育の必要性の認定基準に関する条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、税特別措置条例、国民健康保険条例、町営住宅条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定、並びに各会計補正予算7議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げますとともに、今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。
これは、議案第85号から議案第106号までの提案理由の説明に対する質疑であります。
議案第85号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第86号「第7次三春町長期計画の策定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第87号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第88号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第89号「三春町旧桜中学校交流施設条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第90号「三春町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第91号「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第92号「三春町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第93号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第94号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第95号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第96号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第97号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第98号「三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第99号「三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第100号「平成26年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第101号「平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第102号「平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第103号「平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第104号「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第105号「平成26年度三春町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第106号「平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第85号から議案第106号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は中学生の方が傍聴にいらしてあります。ご苦勞様でした。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

(閉会 午前10時26分)

平成26年12月5日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 近内 信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木 義孝
副町長	橋本 國春

総務課長	工藤 浩之	財務課長	鈴木 正人
住民課長	新野 徳秋	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山 敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年12月5日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 皆さんおはようございます。本日は中妻小学校の皆さんを始めたくさんの皆さんが公室を含めておいでいただきまして、本当にありがとうございます。時間の許す限り一人でも多くの議員の皆さんの一般質問をお聞きいただきますようよろしくお願いいたします。

だいまより本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問については、議論の活性化と効率的な運営を図るため、6月定例会において、三春町議会会議規則を改正し、質疑の回数制限と質問時間を改めております。これにより、一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で、質問席において行います。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者一人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2点について質問いたします。

始めに三春の教育についてであります。

一、児童数の少ない学校と多い学校、それぞれのメリット・デメリットがあると思いますが、あればお聞かせ願います。

二、オープン教室の授業、三春小学校以外で行われ30年以上近くなりますが、その総括について聞いたことがありません。その成果があったのか、お答えください。

三、各地区における小学校の位置付けについて、教育的観点でお答えください。

四、再編は、「地区の声で」と言われますが、それは子どもを持つ親の声なのか、PTAの声なのか、まちづくり協会の声なのか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

始めに児童数の少ない学校のメリットを子ども、教職員、学校、それぞれの立場から申し上げます。まず、子どもの立場からは、きめ細かな個別指導が受けられる。二つ目としては、学校行事等で一人ひとりの役割があり責任感を高めることができる、というメリットがあります。

次に、教職員の立場からは、児童一人ひとりを把握しやすく、個性に応じた指導ができる。二つ目として、教職員全員で子どもの情報を共有し指導の協力が図られる、というメリットがあります。

次に、学校の立場からは、昔遊びや農業体験、地域の歴史など地域や保護者の協力が得られる。二つ目としては、学校が一体となって活動しやすいというメリットがあります。

一方、児童数の少ない学校のデメリットとして、子どもの立場からは、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。二つ目として、多様な考えや価値観を持った児童との出会いが少ない、という点があります。

次に、教職員の立場からは、一人に校務分担が集中しやすい。二つ目として、教員の経験・教科・特性などのバランスがとりにくいというデメリットが考えられます。

次に、学校の立場からは、児童数が少なく、委員会活動などが活性化されにくい。二つ目として、保護者が少なく、校舎や校地の環境整備が難しい、というデメリットがあります。

児童数が多い場合のメリット・デメリットは、少ない場合の表、裏の関係にありますので、割愛させていただきます。

二つ目のオープン教室の授業の成果についてお答えいたします。

オープン・スペースを持つ小学校は、岩江小と中郷小です。二つの中学校も教科教室に隣接してオープン・スペースを備えています。教員はこのスペースを活かして、授業改善につながっております。例えば、オープン・スペースでグループ学習を行ったり、2クラス合同の授業を行ったり、2クラスを3人の教員で指導したり、オープン・スペースを活用した授業が実施されております。なお、オープン・スペースがない学校でも町が推進しております個性化教育の一環としてスペースを意識して授業が展開されております。授業の成果は、平均を上回っている全国学力テストの結果に表れていると考えております。

三つ目、各地区における小学校の位置付けについてお答えをいたします。

各地区における小学校の位置付けについては、平成19年の「三春町の小学校再編」の答申にありましたとおり、小学校は「地域コミュニティの核」となる施設であると認識しております。児童は自分が育った地域や地域の人々を心の拠り所に素直に育っていると感じております。

四つ目の再編は「地区の声」ということについてお答えいたします。

「地区の声」とは、子を持つ親の声であり、PTAの声であり、まちづくり協会の声であり、議員の皆様の声でもあると認識しております。教育委員会としましては、組織の声ばかりでなく、個人の声も尊重し、その上で「地区の総意」であるかを総合的に判断して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 今の答弁の中でですね、再度お尋ねをしたいんですけども、少ない学校と多い学校のメリット・デメリット、この中で少ない学校のメリット・デメリットをお話しをされた。多い場合については裏・表、表裏反対ですよと。そういうふうを考えてもらえれば結構ですよ、という答弁になっています。それで考えますと、まず一番最初に言われております子どもの立場から少ない学校のメリットですね。きめ細かな個別指導が受けられる。多い学校では受けられない。二番目、学校行事で一人ひとりが責任感を高めることができる。多い学校は責任感が高められない。というふうになるんですね。裏と表の関係にある意味では反対になりますよ、ということであれば、そういうふうに一般的な考え方で考えればそうになってしまうんです。その辺、それで正しいのかと、こう思うんですよ。また、教員の立場から言ってもですね、少ない学校では一人ひとりを把握しやすい。当たり前ですよ。個性に応じた指導ができる。当然ですね。ただ、多い学校はできないと、すべてこういうふうになってしまうんですけども、これで良いのか。答弁がそういう答弁だと思いますので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、オープン・スペースを利用した学校の問題。これは、三春の教育ということで全国的にもかなり有名になりましたと言うのかね、視察があちこちからかなりの数の視察団がですね来た授業内容にですね。したがって、その総括というのはあくまでも、ここで答えられているのはですね、授業の成果について平均を上回っている。学力テスト、平均を上回っている、ということなんですよ。私はやっぱり、学力的に上であれば教育がOKなどとそういうこととは全く私は違うんじゃないかと。教育というのは、学力だけで判断をするということではないだろうと私は思っているんですよ。そういうことで質問をしているんです。したがって、ただ単に学力が上であれば良い子と言いますかね、そういうイメージで答

弁をされると、「えっ！三春の教育というのはそういうもんなのか」。学力を上げるためにオープン・スペースを利用した教育を始めたんですか。私はそういうことではないだろうと思いますので、単に学力だけで答弁をされているというのは、ちょっと問題ではないか。その他、学力以外でどういうふう子どもたちの教育にプラスされたのかというのがないのか。書いてないからないのかなと思うんで非常に残念なことだと思います。あればお答えを願います。

それから、三つ目のですね、各地域における小学校の位置付けなんですけれども、これは、三春町の小学校再編の答申にありまして、「地域コミュニティの核となる施設であると認識しております」と答弁がなされていますけれども、地域コミュニティの核というのはどういうことなのか。小学校が地域コミュニティの核に今でもなっているのか。仮に小学校がなくなれば地域コミュニティの核はもう存在しない、部落が消滅をするみたいな答弁だと思うんですよね。私はいろんな意味で地域の核というのは小学校だということでは言っておりますけれども、そうでなくてあるんじゃないかと、こう思いますので、この地域コミュニティの核というこの意味をですね、教えていただきたい。それから、その後にはですね、児童はうんぬんとあります。これは、別に地域の核だろうが、核でないだろうが関係なくですね、このとおりだと私は思うんです。したがって、この児童はうんぬんここに付け足したように答弁されていますけれども、これは別に地域の核と関係なく子どもたちはそこで育った場所、そこでやはり同じく感じているだろうと私は思いますので、学校がなくなったから子どもらの考えとか思いは変わるということではないだろうと。

四番目の「地区の声を持って再編を考える」教育委員会としてはそういう答弁。我々、全員協議会の中でもそういう答弁を今までして来ていましたので、改めて「地区の声」とは何ぞやということでのお尋ねをして。結果的にはここで言われているのは「地区の総意」ということで、答弁をされていると思うんですよね。ただ、問題なのはこの「地区の総意」というのは難しいと言いますか、ある意味ではPTAの中でそういう話しが出た。出ても総意でないから聞かない。ある意味では、まちづくり協会の中でそういう話しが出た。それはまちづくり協会だけだから聞かない。一つひとつやって行くとですね、全て聞かないようになってしまう恐れがあるのではないかと。したがって、「地区の総意」という言葉は正しいか正しくないかじゃなくて、ある意味ではPTAなり保護者の一部からそういう声があれば、それが全体の声なのかどうなのか、全体に波及するのかわからないか含めて、地区懇談会をやったり開催をして整理を図って行くということがあってしかるべきではないかと思うんですけれども、その辺の「地区の総意」のね、捉え方なんですけれども、お聞かせを願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

まず、メリット・デメリットにつきましては、答弁も長くなるということもあってですね、表・裏という表現をさせていただきました。これは、文科省でですね、出している資料にもそのようになっておりまして、私としてはその文末は確かにですね、例えば「きめ細かな個別指導が受けられる」、じゃ大きくなったら「受けられないのか」と、そういうことではございません。文末の表現はですね、例えば「受けられない」ではなくてですね、「受けにくい状況が生まれる」ということになろうと思います。その辺は当然、ちょっと文末の表現は変わってくるだろうというふうに思います。例えばですね、きめ細かな指導ということで申し上げ

げますと、三春中学校がですね新しくなりました。三春中はですね、職員はですね、40人になりました。三春中の前ですね、沢石・要田・桜・三春と四つあったんですね。四つあった時は70人いたんですね。ですから、そこで30人教職員は減っているんですね。ちょっと割算をしたことがあるんですけども、割算をしますとですね、校長も含めてということになりますけれども一人当たりの生徒数ですね、中学校の場合8人くらいだったんですね。それがですね、統合しましたらやっぱり13人になってしまったんですね。物理的にですね、分かりやすく言いますと一人の教員の目の前にですね、8人いる時と13人いる時というのは、やはりおのずと目の届き方が違ってくるといふふうに思います。そういう意味合いから、先ほど申し上げましたメリット・デメリット、解釈していただければ良いといふふうに思っております。文末表現については、「ある」「ない」という表現ではなくて、「しにくくなる」とかそういう表現になろうかと思えます。

二つ目でございますが、お質しの内容がですね、オープン教室の授業ということでございましたので、私は授業で付くべきものは学力ですので学力の話しをさせていただきました。

三つ目のですね、コミュニティーの核の意味でございますけども、例えば現在ですね、コミュニティースクールということで、各学校には学校運営協議会というのを組織しております。この中にはですね、まちづくり協会長さんとか、それから各区長さんとか、それから民生児童委員さん、その他PTA経験者、またはPTAの現職の方、もちろん学校の教員ということで組織しております。こういう方々がですね、学校のあり方について話し合いをいただいているということでございまして、こういう方々が一同に会して学校の教育について語っていただくということではですね、非常に大切な事かと思っております。地域コミュニティー、まさしく核となるような場面ではないかと思っております。それから、学校を介してですね、例えば老人クラブと繋がってですね、そして老人クラブの方に昔遊びを教えていただいたりですね、学校とJAの視点が繋がってですね、農業の達人に農業を教えていただいたりですね、学校を通してですね、いろんな方々が繋がってくるという意味では地域コミュニティーの核というふうに、当時平成19年にはありますけれども答申にありました素晴らしい言葉ではないかなといふふうに思っております。現在もそれは同様でありまして、先ほど申し上げましたようにコミュニティースクールということで、さらに地区立ですね、地区立学校という意識で学校を運営していただいております。そういうことでもコミュニティーの核ということで認識をしておるところでございます。

それから、「地区の声」ですね、「地区の総意」ということでお話しさせていただきましたけれども、地区のですね懇談会等をやったらどうだ、ということでありましたけれども、教育懇談会はですね、この夏に行っております。確かに参加者はですね、まちづくり協会に比べますと少なかつたんですけども、いろんな方にお集まりをいただいて地区懇談会も開いております。ということでですね、いろんな方々の声をですね、聞こうと思ってやっております。その他ですね、教育委員在校日というのを2年ほど前から設けておりまして、教育委員がですね、学校にずっと常駐するという日を作っております。これは保護者にもですね、通知を出しますし、先生にも出しますし、子どもたちを通して保護者ですね、出しております。保護者もですね来ていただいております。それから、もちろん子どもたちもですね、いろんな要望を出してきております。先生方からもいろんな要望をいただいております。ということでですね、「地区の声」につきましては、いろんな方法でですね、収集して判断の材料にしているという状況でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 最初にですね、答弁が長くなるから割愛したみたいな答弁をされると、何なんだと私は思うんですよね。そういう答弁の仕方というはない。長くなろうが何になろうがね、やっぱりきちっと答弁をしてもらおう、答弁をするというのが執行側として当然だろうと思う。

裏と表という関係で端的に私は言いましたけれども、一つの例としてきめ細かな個別指導、これは数が多くなれば「受けにくくなる」と、こういう表現に、「受けられないじゃない」、こういう言い方をしたんで。いずれにしても「受けにくい」というか、指導が「受けられる」というふうに言い切れないということだろうと思うんですよね。だから、問題はそういう所についてどういうふうにかバーをしているのか、というのが一つは大きな問題だろうと思うんです。それはそれなりに教育方針を立ててやっているんだろうと思うんですけれども、両方を比べる中で三春の教育としてどうあるべきかというね、そのことがきちっと出される。それは、両者にとってどうなのか。やっぱりメリットが多い学校があれば多い学校にして行く。人数が少なければ、ある意味ではこれだけの人数が少なければちょっとやっぱり地域の核なんていうことにはならないんじゃないか。それは地域の核としても大人として見る核であって、子どもからすれば利用、利用するという言葉は悪いんですけれども、そういうふうになっていないかということもですね、総括をやっぱり私はきちっとすべきだろうと。その総括の一つの原点としてね、先ほど言いましたけれども、保護者の中からそういう声が出た時に対応する。対応すると言うのは、やっぱり懇談会を開いて行く。先ほど私が言ったのはですね、ただ単に懇談会を開けば良いということじゃなくて、そういう声があった時点で懇談会を開いてですね、全体的に本当にどうなのかと。一人の声もやっぱり大事にしていくという姿勢が教育委員会として必要ではないのかという問いをしたわけでありまして。

さらに、オープン・スペースの件なんですけれども、授業について質問をしているので授業としては学力だと、授業イコール学力と言っていることが、また私も、えっと思うしかないんですよね。授業というのは一般的な我々の一般人の頭で言わせればですね、教育そのものを学校の授業でやっているというそういう捉え方をしているんですよね。「いや、授業だから学力なんだ、授業と言う言葉は学力以外には使わないんだ」という答弁をされると、えっ教育というのはそうなの、それじゃ授業以外の教育についてはどこでやっているの、それは地域なり家庭なりの教育も含めてあるんですけれども、学校だって授業以外の教育というのがあるでしょう。学校には一番子どもらが時間的にいる時間が多いわけですよね。そこでの教育が学力だけだ、したがって、オープン・スペースで学力が上がった。これはオープン・スペースなり、オープン授業と言いますか、教育が正しいみたいな発言であると三春小学校は何なんだと、私はそう思わざるを得ないです。三春小学校の学力は低いんですか。低いと言っても「全国平均だよ」と答弁するかもしれませんけれども、やはり人数が少なかりょうが多かりょうが学力から言えば少しでも全体的に良くなる。そういう教育の仕方だろうと思うんですよね。したがって、学力を上げるためのオープン・スペースというか、オープン教育だったみたいな総括をされるとですね、親からすれば「なんなんだべな」と、こう思いますので、もう一度誤解のないような答弁をお願いをしたいと思います。

それから、先ほど地区の問題、コミュニティーの位置付けの問題の中で老人クラブなどね、通していろいろ小学校の教育の中でそういうことも含めて核だよというふうな答弁がありましたけれども、それはどこでも特にやれる話ではないかと思うんですよね。したがって、小

学校を核とするためにやっているのか、というところが問題であって、小学校が核だというものではないんだよね。小学校があるからそういう授業なりいろんな地域の人らとのということで、やられているだけであってですね、そもそも核だという言い方が違うんじゃないか。したがって、教育的な面から言っても核じゃなくて地域の核とその場所を核として利用する。いろんな面で子どもたちの交流を小学校があるから図るということだろうと思うんですよ。その辺がちょっと違ってくると大変、大きな意味で違ってきますし、19年の三春町の小学校再編の答申にありましたというか、答申では中学校の再編が終わったら小学校の再編を検討しなければならない。このように答申で謳われているのではないか。したがって、そうであればコミュニティーの核うんぬんだけを取り上げるのではなくて、再編についてどうあるべきなのか、どうするのか。具体的に話し合いをする方向があってしかるべきではないかと思うんですよ。私は別に再編を進めている訳ではないんです。ただ、そういう答申についてここで謳ってますので、この部分だけ答申を取るとするのはちょっと、あれ何なのかなと思いましたので、その辺も含めて答弁願えれば幸いであると思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 いくつかの質問にですね答えたいと思います。

まず、答弁の中でですね、デメリットをですね、カバーするというようなお話しがございました。デメリットはですね、例えば児童数が少ない学校のデメリットで一番最初に挙げたのは、人間関係が固定化しやすいというような話しをさせていただきましたけれども、当然そのカバーについてはお話しは申し上げませんでしたけれども、各学校では実践されているところでございます。例えば、掃除などはですね、違学年と言いまして1年生から6年生までの班を作って掃除をすとかですね、それから、違学年でその勉強もする学校もございません。それから、今日来ております中妻小さんはですね、お隣の中郷小さんと学年の交流もしておりますし学校の交流もしておりますし、いろんな場面でですね交流をしていると。ですから、少しでもいろんなタイプの人間と接するというそういう努力はいたしておりますので、ここでまず述べさせていただきます。

それから、授業のことでございますけれども、私、授業を問われたのですからというふうに言ったところでございますが、もちろん授業の中ではですね、いろんなことが展開されますので、その中では人間関係づくりとかですね、そういうものもありまして、そういうものも当然、構築されていくというふうに思っております。ただ、オープン・スペースのない三春小という特別なことがありましたけれども、三春町教育委員会としては個別の学校のものについて、平均を言うということはいたしておりませんので、コメントは差し控えさせていただきますけれども、オープンイコール学力が高いというふうには私は言うておりません。オープン・スペースを持つ学校というふうに聞かれましたので、「二つの学校が小学校ではあります。中学校も二つとも持っております。」というふうに答えたのでありまして、その趣旨につきましては、個性化教育の一環としてですね、スペースを意識した授業とかそういうことで、すべての学校がですね、同じ方向に向いてやっておりますので、そういう意味で三春町の学校の児童・生徒はですね、全国のテストでは平均より上であるという表現をさせていただいております。オープンがあるから学力が高いと言った覚えはまったくございません。誤解のないようお願いいたします。

それから、答申の中でですね、小学校の再編については、中学校の再編が終わった時点で

という話しでございます。確かにそのとおりでございます。そういう意味合いを込めてこの夏に教育懇談会をさせていただいております。その中で再編の、もちろん児童・生徒数を、出生を示しまして将来にわたる児童の変化についてもお話しを申し上げました。そして、現在、二学年ですすね合計16名以下ですと複式になりますので、複式学級ができる年度についてもお話しを申し上げております。そういう中ですすね、話題になったのは一地区だけでございました。そして一地区では「再編についてはどうですか」というご意見がありました。その直後にですすね、「再編は反対です」という意見も伺いました。そういうことからですすね、懇談会を七つの地区でした結果ですすね、どう考えてもこの時点でですすね、また再編についての委員会をですすね、組織するということについては教育委員会としては、そこに踏み込む必要はないというふうに判断をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長　ここで中妻小学校の生徒さんの退席ということで、ご苦勞様でございました。

(中妻小学生退席)

○議長　それでは、質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君)　時間がなくなりますので簡単にお聞きしますけれども、オープン・スペースの関係なんですけれども、オープン教室の授業についての総括を聞いているんですよ。したがって、先ほどの答弁ではそれについての答弁ではありません。何の答弁なのか。私の質問はあくまでもオープン教室を使ってやって来た、30年近くやって来たその成果について「お答え願います」と言っているんで、再度そのお答えを聞きたい。

それから、再編の問題うんぬんの中で「委員会を作る気はありません」という答弁でした。ようするに懇談会を開いてそういう話しが出たけれども片方では反対だということが出たと言いましたけれども、私はそれは何ら委員会を作ることに支障をきたすとかきたさないとかでない。問題なのは、本当に再編をしなくてはならない時期に来たら大変なんで、やっぱり答申でも中学校が終わったら考えなければならぬだろうということ、考える委員会を作るべきだということなんですすね。したがって、「いや、今再編は」、今うんぬんじゃなくて将来的にどうなのかを含めて検討するのが委員会なんですすから。したがって、「地域からいや再編してくれ」と出たら考えるでは「教育委員会の考えはまったくないんですか」と言われますので、そういう意味で答申も出されているだろうと思いますので、ちょっと考え方が違うのではないかと思いますので、あればお願いします。

○議長　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　三春中学校にはオープン・スペースを作りました。これは、オープン・スペースが効果的だからであります。

それから、委員会のことですけれども、地域の皆様に私たちが、「こういう状況です」というふうな話しをしてもですすね、それを話題にしたのは「一つの地域でしかなかった」というふうに申し上げましたけれども、そういう状況の中ですすね、委員会を作って、そして委員になられた方がですすね、どう判断して良いのか、私は困るのではないかと思います。やはり、もうちょっとやっぱり地域の声を私どもが聞いてですすね、そしてしかるべき時に委員会を組織しないと委員の皆様が返って困るのではないかと、5年も委員を続けたとか、そういうことになってはいけないのではないかと、私は思いますのでそのように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) ここでまた質問すると私の時間が減るんですけども、いま先ほど言った答弁がされていない。オープン・スペース教育の成果についてはまったく答弁をされていない。したがって、この答弁についてお願いをしたい。したがって、一番最初の答弁は、オープン・スペースの教育、30年も岩江なんかずっとやって来ていますのでね、これはそういうつもりで答弁をしていないと言っていますから、新たに答弁をしていただきたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 繰り返しになりますけれども、成果は上がっておりますので、三春中で採用させていただいております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) だから、その成果について質問しているんですよ。私の質問書、そうでしょう。成果について質問しているのに「成果がありました」で、何の成果があったのか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 学力が向上しております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今ずっと言っているのはね、私の質問時間から引いていただきたい。これは同じことを私に言わせているわけですよ。「学力的に成果があります」と今言いましたけれども、最初の答弁も「学力に成果がある」と言っている。しかし、「これはオープン・スペース授業の成果ではない」と先ほど言ったから、私は「じゃ何なんだ」と。オープン・スペース成果を言ってくださいと言っているわけですよ。そしたら、また同じ所に戻って「学力だ」と言っている。どうも私は教育長の答弁が分からない。これが、「答弁でない」と言わなければ私はそうだと思うんですけどしゃべっているわけだから。ところが、最後の最後に行って「学力に成果がある」と。最初から答弁している中身でしょう。しかし、先ほどは「それはオープン・スペースの教育の成果ではない」、「そういうこと言ったわけがありません」と言っているわけだから。ちょっとその辺もう一度お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 オープン・スペースで学習すれば学力が向上いたします。これが成果です。オープン・スペースを持たない学校についてもオープン・スペースの趣旨に則って授業をしております。例えばですね、三春町の顕著なものとしてはですね、全国学力調査の時に学習状況調査というのもやっております。この中で三春が突出して素晴らしいのは、話し合い活動が多いと、子ども自身が認識しております。これは小学校6年生も中学校3年生も同じです。全国に比べてすごい数字です。確か私の記憶では中学校は93%くらいだったと思います。それはもう全国比では素晴らしいんです。ですからそういう意味でですね、オープン・スペースではないかもしれませんが、でも、話し合い活動を持っているんです。だから、趣旨を活かして各学校では授業をしているんです。オープン・スペースがあるとか、あっても言い訳

ですけれども、なくても向上しております。このまま行きますとですね、委員さんのおり行きますと、私、オープン・スペースの学校は高くなって、オープン・スペースのない学校は低くなると、そういうふうな論理になってしまいますけれどもそうではないんです。ちゃんと趣旨を活かしてやっておりますので、三春町の子どもは全体として高いというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) やってもしょうがないので次をお願いします。

○議長 第2の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 次に除染についてお尋ねいたします。

一、空き家・空き地の除染ですが、基本的にはすべて行うと思いますが、いかがでしょうか。

二、町道の除染、「する前の線量」と「した後の線量」について「どこで、誰に」明らかにするのかお尋ねいたします。

三、県道・国道についての除染は、どのようになっているのかお聞かせください。
以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長 1点目の質問についてお答えします。

空き家・空き地の除染については、生活圏に影響を及ぼす範囲かどうかを踏まえ、除染を実施して参ります。特に、住宅が密集している地区の空き家・空き地は、生活圏に含まれることが想定されます。線量が除染実施基準である、時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の場合は、除染の対象となります。

2点目の質問についてお答えします。

町道の除染結果については、地元の区長、小中学校にお知らせするとともに、広報などでの周知を図りたいと考えております。

3点目の質問についてお答えします。

県道・国道の除染については、管理主体である福島県が、除染方法や時期などを町と協議の上、実施しております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 1点目の空き家・空き地の問題なんですけれども、これは前に一般質問でもお聞きをしていたと思うんですけれども、要するに生活圏に影響を及ぼすと、この辺が非常に微妙な問題だと思うんですよね。したがって、新町というか農村部に行くとぼつぼつとこうあるね、そういう所が空き家・空き地とか。ところが隣の家が離れているからある意味では生活圏ではないという。影響を及ぼさないという判断をすればやらない。もう一つは、そこはある意味では通学路だよ、となればそれは生活圏に入るのか。入るとすればそこは該当するのか。前に質問した時に古い家を壊して家を建てると、その時に測って除染してくれるのか。今回やらないとすればね。そういうこともあるだろうと思うんですよね。したがって、今回やらない所は次2年、3年たって「いや、家の所が高いんだけど除染してくれないか。新しく家建てたいんだ。空地に」と言った場合に除染するのか。そういうこと

が今これからの問題として出てくるのではないかと思いますので、お聞きをしておきたいと思います。

それから、道路の問題なんですけれども、一番問題なのはやっぱり通学路だと思うんですよ。通学路以外は良いということではないんですけれども、一番やっぱり地域で子どもたちのね、通学路について中々、町道だけでなく県道・国道もありますのでね。そういう所の除染。また、今までやった町道の除染もそうなんですけれども、その後、測って見たら高いという場所があればね、こういう所は即、除染をしてくれるのかどうなのか。ホットスポット的な所が出てきた場合ですね、その対処があればお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長 質問にお答えいたします。

まず、通学路に面している空き家・空き地でございますけれども、当然これは生活圏に入るものと考えております。また、新たに家を造る場合の空き地の除染はどうするのかと。当然ですね、その時点での線量調査もありますけれども、一番大事なことは除染実施期間中の期間というものがありますから、例えば10年後にうんぬんという場合に私も何とも答えられませんけれども、期間中であれば当然、線量調査をして基準を上回っていれば当然除染の対象になります。

最後でございますけれども、通学路を除染した場合に再度線量を調査して高かった場合はどうするのかと。当然それは、再除染という言葉はありませんけれども、結局は除染の方法等を考慮して部分的な除染を実施して行くのは当然のことかと考えております。いずれにしろですね、我々というか町が考えているのは、町民の皆様が納得できるように対応して行くということで、これ除染の場合、いろいろ千差万別、いろいろなパターンがありますので、そのような考えで取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番橋本善次君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○12番(橋本善次君) 議長の許可をいただきましたので、先に通告しておきましたこの冬の除雪体制等についてお伺いをいたします。

今日は早や師走の5日でございます。間もなく我が町にも本格的な降雪期を迎えます。町民の皆様から、今年の大雪を踏まえて心配する声が届くようになって参りました。本年2月の大雪は我が町においては、昭和55年のクリスマス豪雪以来の大雪であり、多大な農業被害を被り通勤通学等、不便な町民生活を強いられました。町では、今年度当初予算で浄水場の除雪機や保育所・幼稚園・各小中学校の除雪機購入の予算を計上しました。また、3月定例会での町長の「大雪・豪雪に対しては、思い切った対策を講ずる」との発言を受け、9月定例会では、除雪を請合う業者が購入する大型ローダー等9台への補正予算、4千万円を計上しました。これらを踏まえ、本年の除雪については万全の体制が構築できたのかお伺いをいたします。

2点目は、排雪地の確保、整備についてであります。本年2月のような大雪になりますと旧町内を中心に除雪だけでは町民生活の安全を確保することができません。除雪・排雪を同

時にしないといけないと思いますが、排雪地の確保整備についてお伺いをいたします。

3点目であります。本年2月15日の大雪の後、各地域で長期間にわたり通学バス・町営バスが正規のルートで運航できなかつたと聞いております。多くの児童・生徒の皆さんが、迷惑と不便を被りました。例えば、大字根本地内ですが、ここの町道は町の除雪は2月25日でありました。正規のルートでのバスの運行再開は2月26日以降になりました。豪雪地帯でない我が町の除雪体制については重々理解できますが、せめて通学バス・町営バスの運行路線につきましては優先して除雪すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点につきまして町民の皆様が安心できる答弁を求めます。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 12番議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の除雪体制の再構築についてであります。今年の2月には、40cm以上の降雪が1週間の内に2度ありました。湿った雪だったこともあり、非常に困難な除雪作業となり、除雪を終えるまでに長期間かかってしまい皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしました。この反省を踏まえ、除雪作業の迅速化を念頭に除雪体制を見直しました。まず、一つ目、主要町道の除雪については、除雪専用機械9台を除雪受託者に所有していただきました。また、除雪可能な機械を所有する業者1社が新たに除雪受託者に加わったので、除雪区域及び担当路線の見直しを行い新たな体制といたしました。

二つ目、通学路の確保については、町内の保育所、幼稚園、小中学校へ今年度1台ずつの11台を増備し、昨年度の2台と合わせ計13台の手押し式排雪機を配備し、施設付近の歩道などの除雪も行うことといたしました。

三つ目、農耕用トラクターなどを使用し、個人で除雪いただいている事例がありますので、この除雪を自主防災会の取り組みとして対応していただき、今年の冬につきましては、自主防災会を通して除雪に要した燃料費等については助成して支援を図って行きたいというふう考えております。

四つ目は、これらの除雪の実施状況について、よりの確に町民の方々に周知するため、防災行政無線による情報提供、それから町のホームページ及び携帯電話サイトで除雪状況が閲覧できるように進めて参ります。

次に2点目の排雪地についてであります。旧町内の排雪地として、一本松地内の水環境センター入口手前の法面と小浜海道地内の旧三春中学校のサブグラウンドの2カ所の町有地について、雪捨場として道路から排雪できるよう今準備を進めております。

次に3点目の通学バス・町営バス路線を優先すべきではないかというご質問であります。通学バス・町営バス路線は概ね各業者が優先的に除雪する路線となっております。ただしです。ね、交通量や作業効率等も勘案して除雪をです。ね、出来るだけスムーズに出来るように努めて行きたいと思っております。また、通学バス・路線バス路線等については、国県道もありますので、除雪を行う県の方にも協力を要請して行きたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○12番（橋本善次君） ただいまの答弁で除雪体制も、それから自主防災会への燃料費の補助、そして除雪状況がかなり広く広報されるようでありまして、町民の方々は一段、安心できたのではないかと思います。が、何点か質問いたします。

自主防災会への燃料費の補助であります、これは私も委員会などで指摘をしておりましたけれども、大変重要な問題だと思っております、これの助成の基準についてお伺いしたいと思いますが、まず積雪量ですね。例えば除雪基準に達しない、例えば5cmの時に除雪した分についても取り扱うのかですね。それから、積雪量だけでなく、あるいは定額補助なのか。あるいは時間や距離によって変わってくるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、排雪地についてであります、2カ所整備をされるということでありまして、心強い限りであります、今年2月ぐらいの大雪でありますとこの2カ所で容積が十分に間に合うのかどうかお伺いをいたします。

そして、旧町内の商店街の除雪も引き続き大きな課題であります。9月の補正予算では大町商店街がミニ除雪機5台、ミニローダー1台を購入するための補正予算が計上されております。この制度の中身について詳細な説明を求めます。併せて他の商店街や団体で同じような申請がある場合、同じ対応が出来るのかについてお伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 それではですね、お答えしたいと思います。

1点目のですね、自主防災会に対する燃料費の助成についてでありますけれども、自主防災会の除雪についてはですね、各行政区の区長さん方に代表区長さんを中心にしてですねお世話になっておりまして、11月26日ですね除雪の対策会議を行いまして、その際に今までもそういう要望があった点についてですね、お話しをしたんですけども、ただですね、具体的にどういうことなのかですね、例えば5cmでもやるのかとかですね、キロ数でやるのかということまでの細部についてはですね、今後要綱といいますか、決まりは作らなければならぬんですけども、当面ですね、今年度についてはちょっと各区長さん方を通して試行的にそれらについて意見を聞きながらですね、対応させてもらいたいということで、あまりまだシビアにですね、どこからどこまでということではなくて、あくまで自主防災会が中心になってやられた分についてという考え方で今整理をしております。

2点目のですね、雪捨て場2ヶ所でどうなんだということについてはですね、十分ですとも言えないですし、足りないとも言えないので、この点についてもですね、今年度は先ほど申しました2カ所を準備したのでそこで対応したいと思いますし、またですね、三春土木事務所ではその2カ所とは別に設置しているという話しも聞いておりますので、それらも踏まえてこの冬は対応できればというふうに考えております。

3点目のですね、大町商店街の除雪機等の購入についてはですね、除雪機購入事業の国の補助事業がありまして、国の補助プラス町も若干でありますけれども上乗せをして大町の商店街の方に購入していただいたので、それらについてはですね、この事業がですね、来年度以降もどうなのかちょっとまだ私も把握しておりませんので、ぜひですねこういう事業があるとすれば活用していただければというふうに考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○12番（橋本善次君） 重機の台数も増強されまして立派な組織、除雪体制も確立されたようであります。この組織が機能的に効率的に運営されるのためには後は人であります。

最後の質問になりますが、三春町のトップとして町長の危機管理、危機対応、あるいは災害対応についての信念、覚悟のほどをお伺いして、私の最後の質問とさせていただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 ただいまの質問に対して副町長から詳しく説明を申し上げましたけれども、あの2月の大雪、豪雪を経験して町としては出来る限りと言いますかね、思い切った予算を計上してこういう対策を採ったところでございます。

しかし、これで万全かと言われますと自然災害は分かりませんのでね。ただ、効率的にと言いますかね、業者の皆さん方にも一生懸命頑張っていて町民の皆さん方の利便性の確保に努めて行きたいと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可の下、先に通告した2点について質問させていただきます。

始めは、新しい教育委員会について質問いたします。

教育委員会という組織がですね、どれほどの町民の方が知っているのか。また、知っていたとしてもですね、どのような人が教育委員でどのような仕事をしているのか。残念ながらですね、ほとんど知らないのではないかなと思います。これは三春町だけではなくて全国的に見てもですね、そういうような思いがいたします。そのような中で、平成18年に誕生いたしました第1次安倍内閣はですね、教育再生会議というのを設けまして、昭和22年に制定した教育基本法をですね、60年ぶりに改定いたしました。この改定の要旨をですね、私なりに目を通しましたけれども、やはり戦後60年たってですね、社会環境が相当変わっていますので的を得た改定ではなかったのかなと私は感じております。しかしですね、第1次安倍内閣は1年もたたずにですね、退陣してしまいました。ちょうど2年前ですね、24年の12月に第2次安倍内閣が誕生するとまたすぐにですね、教育再生実行会議というのをスタートさせました。その中の過程ではですね、教育委員会制度というものを廃止しようじゃないか、というようなことも議論されていましてけれども、しかし与党の中にもですね、教育委員会制度の廃止には反対の声が多かったのかですね、いわゆる教育委員会は残して地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する。その改正の内容は、現在の教育長と教育委員長を一本化して新しい教育長を設けるということが大きく変わっていると。さらにですね、首長、首長というと町の場合は町長になりますけれども、行政のトップとのですね連携強化を図るためにですね、町長が総合教育会議を設けることになるという内容でございます。

このような新しい教育委員会が来年の4月からスタートすることになりますが、始めにですね、現在の教育委員会は常勤の教育長と非常勤の4名の教育委員。その中に教育委員長も含めですね、5名で現在構成されておりますが、新しい教育委員会はですね、現在の教育委員長を無くして委員長と教育長を統合した新しい教育長が生まれますと。そのようなことでですね、現在の教育委員会と新しくなる教育委員会ではですね、教育上どのような利点と問題点があるのかお伺いいたします。

2番目にですね、町長と新しい教育委員会で構成してですね、町長が主宰する総合教育会議を新しく設置することになりますが、総合教育会議というのはですね、三春の教育行政上、どのような利点と問題点が予想されるのかお伺いいたします。

3番目に総合教育会議及び教育委員会の会議録を作成し、公表するよう努めなければならないというふうに法律が定められるようですが、それが実行されるのかお伺いいたします。

最後に現在のですね、三春の教育行政上の一番の課題は何であるかお伺いいたします。
よろしく願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 1番目の質問についてお答えいたします。

今回の法改正は教育委員会の改革を目的としたもので、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長、あえて「くびちょう」と読まさせていただきます。首長との連携強化を図るために、地方に対する国の関与の見直しを図ろうとするものでございます。そして、来年4月において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行して行くこととなります。

教育委員長と教育長とを一本化することの利点として考えられるものとしまして、まず、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されることとなります。また、緊急時においても、常勤の教育長が教育委員会会議の招集を判断できるなど、より迅速な対応が可能となります。問題点につきましては、法施行前であり、現時点において特筆されるものではないと考えております。

2点目の質問についてお答えいたします。

総合教育会議は首長と教育委員会とで構成されますが、これにより、首長が教育行政に果たす役割や責任が明確になるとともに、併せて公の場で首長が教育行政について議論することが可能になります。また、首長と教育委員会が協議・調整することで、ともに教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能になると考えられます。問題点につきましては、1点目の答弁と同様になりますが、現段階においては、法施行前でございますので特筆されるものはないと考えております。

3点目の質問についてお答えいたします。

総合教育会議及び教育委員会の会議については、原則として会議録を作成・公表することとされております。これらについても遵守して行きたいと考えております。

4点目の質問についてお答えいたします。

町の教育行政における課題に関して順列をつけることは避けたいと考えておりますが、学びの場としての重要な課題は、やはり学力向上及び協調性、人間形成などであると考えております。また、次年度に向けた課題といたしましては、来年4月からスタートいたします「子ども・子育て支援新制度」への対応や、特別支援教育の充実に向けた取り組みなどであると考えております。

以上でございます

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 1番目のですね、現在の教育委員長と教育長を統合するということに関しては、この責任というかそれが非常に明確になるのですよね、私もこれはある程度納得はしておるんですけども、今の答弁でですね、現在の教育長さんは現在の任期のまま残るといふ答弁が入っていましたけれども、来年の4月1日からスタートするのではなくて徐々に変えていくということなんでしょうか。4月1日からがらっと変わるのではなくて徐々に変えていくという法律になっているんでしょうか。その点、私も勉強不足でしたのでどのようになるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから2番目のですね、教育委員長と教育長を統合するということに関してですね、先ほども言いましたけれども、明確になってですね、緊急時の対応等々やりやすくなるということも、これも理解できましたけれども、今はここに教育委員長さんがいて教育長さんがいるということが今度は教育長さんがトップになるということになってですね、非常に明確になるということ、何回も言いますがその点は評価できるのかなと思います。問題点についてはですね、まだそれが施行されていないから分からないということもそうかなと思いますけれども、ちょっと私の考えが、まとまった質問になっていなくて申し訳ないですけども、さっき言ったいつから施行されるのかをちょっともう1回お願いいたします。

それからですね、総合教育会議というのが新しくできると。これは今までの教育委員会の会議とは別に町長さんが主宰してそういう総合教育会議を作るということなんですけれども、その会議では、まずどういうことをやるのか。今の答弁では行政のトップと教育関係者が密に打ち合わせるから良いんだということですけども、今までの教育委員会では町長さんが出ることというのはあったのか。私もちょっとそこら辺出たことがないのでですね、分からないですけども、今までも教育委員会では町長さんも出られていたのか。いや出ていなかったのか。したがって、今度は総合教育会議というのを設けるのか、ということもちょっと教えていただきたいと思います。

それから3番目のですね、その会議の議事録、総合教育会議、それから従来の教育委員会の会議録も今度は作成して公開されるということですけども、確かにいま毎月教育委員会、定例的にやっていると思いますけれども私たち議員もですね、なかなか知る機会も無かったし、何かあえて聞いては悪いのかなという気持ちもなきにしもあらずだったんですけども、今度はそういうのが法律で定められたことによってですね、それが公表されるということは大変良かったのではないかなと思います。

それから4番目のですね、教育上行政上の一番の問題点というのは序列を付けがたいという趣旨でございましたけれども、先ほど一番最初の4番議員の議論の中にもですね、いろいろありましたし、これからですね、私の後の1番議員のですね、問題の中にもですね、いろいろな教育関係についての質問がございますけれども、やはり小学校の今後のあり方についてはですね、やっぱりこれは避けて通れないんじゃないかな。それがあえてここに抜けているのはですね、やはり問題ではないのかなという気がします。それから、来年の春からですね、本格化スタートする子ども・子育て支援新制度の対応うんぬんということが答弁ございましたけれども、この財源はですね、消費税を8%から10%にする財源を充てにしていたのではないかなと思うんですけども、今度の解散でですね、消費税は1年半見合わせるということになりましたけれども、ここら辺財源の問題で何か具体的に難しいことが懸念されますけれども、そういう心配はないのかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 1点目の新制度への移行でございますけれども、法施行につきましては来年の4月からということでございますけれども、この中で現在の教育長の残任期間がある場合については、その期間が猶予期間になるということになってございます。ただ、今回4月からということで設けておるのは、各市町村ともそれぞれ例えば教育長が急に辞められるとか、そういうことも懸念されるので来年の4月から法整備をして行きたいということで考えております。なお、これらについては、3月定例議会等に新たな条例の制定が出てくるかと思っておりますので、その際にまたご審議の方をよろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目の現在までの教育委員会の会議の方に町側、町長ですね、町長が出席しておったのかということでございますけれども、基本的には教育委員会でありますので町長の出席は求めてございません。ただ、会議録等につきましては全て内容を町側に提示してございます。

それから、総合教育会議の中身につきましては、基本現在、町で作成しております「三春の教育」が基本になって総合教育会議の会議になってくるのかなと、これは当然、今後町部局の方と協議をしながら進めて行きたいというふうに思っております。

それから、会議録の公表でございます。現在も教育委員会の会議録等は作成してございます。ご承知のとおり、文書の開示請求があればそちらの方には提示をして行きたいというふうに思っております。今もその制度はございます。なお、今改正の中では具体的にまだ出ておりませんが、当然ホームページ等に載せての開示が出てくるのかなというふうには思っております。

それから、来年4月からスタートいたします子育て新制度に対する財源の話でございます。言われたとおり、これらの財源については消費税増税分ということで年間7,000億ほどの財源を充てて新制度のスタートという話を聞いておりましたけれども、最新の情報で子育て新制度については、来年4月からスタートしますということで国の方から官房長官が少子化担当の方に「財源については確保するように」という指示が出ているという話を聞いておりますので、財源については国の方で考えていくと認識しております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） ちょっと、「お前まだ理解できないのか」と言われそうですけれども、現在の教育長の任期は、ホームページから見ますと24年の11月から平成28年10月31日となっておりますけれども、この間は現在の体制で進めるというふうに理解してよろしいのでしょうか。それが1点ですね。ということは現在の体制というと教育委員長さんがいらして教育長さんがいらっしゃるという体制でこの28年までは進めるのかということ。

それからですね、総合教育会議というのはですね、どの程度の頻度で考えているのか。今の話しですと教育の基本的なことをうんぬんですから教育委員会のようにですね、毎月開くわけでもないと思っておりますけれども、どの程度の頻度で考えているのか。

それから3番目にですね、今の教育委員会のも請求があれば開示できますということですが、今後はホームページ等で公表するという話しもございましたけれども、確かに今のネットを調べてもですね、教育委員会のネットで公開しているのは比較的少ない。そのために今度の法改正がなされるのかなと思っておりますけれども、ネットで開示することは間違いなのか。

以上3点お願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 1点目の中身につきましては議員おっしゃるとおり、28年の10月いっぱいまでは今の体制で進めるということでございます。すいません、説明不足でございましたのでお詫びします。

それから、総合教育会議の頻度でございます。これは今国で示しているのは4年ないし5年と言っております。要はその間の教育の指針みたいなことの意味でよろしいかと思っております。

それから、会議録の公表につきましては、今後国の方から明確な指示が出るかと思ひます。多分、今の時代ですのでネットでの公表というのが義務になるかと思ひます。

以上でございます。

○議長 橋本教育課長！

○教育課長 すいません。教育の大綱の作成については4年ないし5年、多分これは4年で落ち着くかと思うんですが、4年だと思ひます。

それから、先ほど話しがありました総合教育会議等につきましては、回数等は言っておりませんが回数は1年に1回ないし2回というふうには今のところは考へております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) ちょっと確認のため。現在の教育長さんが平成28年の10月31日まで任期がある。ここまでは現在の体制で進めるということは、総合教育会議はしばらくこれその間はやらないのですか。総合教育会議は来年の4月からやると理解してよろしいのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 三春町の場合、この制度につきましては現教育長が28年の10月まで任期がございますので、それまでは現在の体制で進みます。

以上でございます。

○議長 橋本教育課長！

○教育課長 総合教育会議については、来年の4月に設置するというふうになってございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 2番目は役場庁舎のですね、外装修理について質問いたします。

新しく建設予定であった役場庁舎はですね、昨今の人件費の高騰や人手不足等々でですね、ちょっと予算的な問題等があるって、またさらにですね当初今年の6月でですね、建設予定の桜川の河川改修も終わりということだったんですけども、それも現在大幅に遅れているということもあってですね、役場庁舎はですね当面の間、凍結または見合わせするという事になっております。したがってですね、しばらく現在の役場庁舎を使うわけなんですけれども、このしばらくというのはいつ頃になるかと、どのくらいの期間なのかというのがちょっとこれはまだいろんなことで難しい問題もあるかと思ひますけれども。しかしですね、この役場庁舎のですね、外装の劣化がだいぶ進んでおましてですね、誰が見ても「きれいだな」とはあまり言えない状態になっています。

始めに現在の役場庁舎がですね、昭和40年の建設以降でですね、来年で早や半世紀になるわけなんですけれども、建設以降のですね、外装の修理や塗替え等はですね、どれくらい実施されたのか。また、最後はですね、いつ実施されたのか教えてください。

2番目はですね、我が町は平成2年に美しいまちをつくる三春町景観条例というものを制

定しまして、平成17年の12月にですね大幅に改定されているようです。中を読みますと非常に細かくいろいろ決められておりますけれども。現在の役場庁舎のですね、外観の劣化はですね、ちょっと著しいものがあるんですね、街なかの景観を大変損ねているのではないのかなと思われま。観光客からもですね、よく不評の声が聞かれますのでですね、この観光の立場、あるいは美観の立場からですね、現在の役場庁舎の外装は修理すべきと考えますが町の方針をお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 お答えいたします。

1点目の役場庁舎外壁の塗装工事の履歴についてであります。平成7年度に庁舎全面の外壁洗浄・塗装工事を実施しています。また、最後に外壁塗装工事を行いましたのは平成19年度でありまして、この時は役場正面1階のコンクリート部分のみの実施でございます。

2点目の外装修理する考えについてであります。役場庁舎の外観が劣化していることについては認識しておりますけれども、新しい役場庁舎の建設につきましては、建設物価が高騰している中、本年6月に町と議会の協議により、当面の間、建設物価の状況等を見極めるため、見合わせる事としております。

このため、当面の間、現在の役場庁舎を使用していく上で、老朽化により不具合の生じている空調設備や配管等を優先的に修繕しており、現時点におきまして、外壁塗装工事までは検討しておりません。

なお、観光の観点からは、役場庁舎をはじめ、さわやかトイレや歴史民俗資料館など、こういったものの清掃・美化を徹底することによりまして、快適に心地よく観光していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 私がこの質問に至ったのはですね、現在旧公民館が解体されて昨年なくなっておりますけれども、その中にいろんな事務所がございましたけれども、ファミリーサポートセンターという事務所がありまして、私はそこによく出入りしていました。そうするとですね、明徳門の前あたりをちょっとうろろしていると「ちょっとシャッター押して」とか、よく頼まれてですね、そんな中でちょっと観光客からよく声を掛けられることがございました。その時にですね、この整備された街なかに比べてですね、もうすでに無くなりましたけれども「旧公民館や役場がちょっと見劣りしますね」ということを何人もの観光客から言われた経験からなんですね。確かに解体前の旧公民館はですね、まほらが出来てその役目を終えたためにですね、ほとんど手を入れてなかったということですね、これは仕方ないのかなというふうに思っていました。それも昨年解体されました。そうすると今度目立つのは役場だけになってしまうのかなとちょっと心配があったもんですから。それと今度、桜川が整備されますと散策路も出来ます。そこにも観光客が多分大勢来るのかなということですね、観光の利点からですね、あまり費用を掛けない範囲でですね、役場をちょっと化粧したら観光客から良い印象を持たれるのかなと考えた次第でございます。

今、さっき言ったようにですね、この役場をあと何年使うのかという問題からですね考えれば、今の答弁も納得せざるを得ないと思います。

ただ、先ほどの第1点の質問でですね、この役場庁舎の外装が全面的に実施されたのが平成7年という話しですから約20年間大きな手入れをしていないということですよ。19

年には正面のコンクリートブロック部分だけということですね。これは、役場庁舎だけでなく今後のですね、公共施設、公共施設の整備についても積極的にやるという方針もあるようですけれどもですね、公共施設の整備というのはですね、定期的にするべきじゃないのかなと思います。

話しがちょっとそれで申し訳ございませんけれども、昨年三春小学校の耐震工事が終わって私ども見学に行きましたけれども、三春小学校もですね、中も含めあちこち外装の問題点があるのかなと感じました。役場庁舎からですね、三春小学校に飛んではちょっと趣旨が違いますけれども今後ですね、役場庁舎のみならずですね、公共施設もですね、外装をきちっとメンテするというのをですね、申し添えて私の質問を終わりたいと思います。

○議長 答弁はいいですか。

○11番（小林鶴夫君） あれば嬉しいです。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 再質問にお答えいたします。

役場庁舎以外の公共施設につきましても、現在町では長期修繕計画という計画を立てまして計画的に屋上防水ですとか、もしくは外壁の修繕、こういったものを行っております。さらには、来年度に向けましてこれをもっと発展させました公共施設等総合管理計画という計画を策定する予定でありまして、この計画に基づきまして公共施設を含めた、さらにインフラを含めたこういったものにつきまして改修・修繕、または廃止なども含めまして総合的に進めて参りたいと考えております。

……………・・ 休 憩 ……………

○議長 それではここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時50分)

< 休 憩 >

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは休憩を閉じまして、休憩前に引き続き一般質問を行います。

○議長 1番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番（陰山丈夫君） 先に通告しておきました4点について質問をいたします。

最初にですね、社会保障と税番号制度についてお尋ねをいたします。

平成27年10月から全国民に番号が通知され28年1月から運用が開始されます。カード希望者には写真付きの物が発行されるということでございます。

- 一、初期費用の負担について。
- 二、個人番号に取り込まれる情報項目について。
- 三、基礎自治体が利活用できる範囲について。
- 四、庁内ではどのように取り組んでいるのか。
- 五、メリットについて。

5点についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長　お答え申し上げます。

1点目の社会保障・税番号制度導入の初期費用といたしましては、一つは社会保障・税番号制度にともないますシステムの改修費、二つに住基ネットシステムの関連機器の増設・整備費、三つに個人番号カードの発行等業務を地方公共団体システム機構へ事務委任するための経費、四つにカード交付や広報周知に係る費用などがあげられます。現時点では、これらの経費つきまして、国から明確な提示がないことから、全体の事業費、町負担額等につきましては未だ確定していない状況でございます。引き続き国や県から情報収集を行い対応をして参りたいと考えております。

2点目の個人番号に取り込まれる情報項目でございます。まず12桁の個人番号、住所、氏名、性別そして生年月日が記載されることとなります。さらに個人番号カードには、顔写真、有効期限、セキュリティコードなどが記載される予定でございます。

3点目の基礎自治体が活用できる範囲ですが、一つに役所や病院などで利用するカード類、健康保険証であったり印鑑登録証、こういったものの個人番号カードへの一本化。二つに公的個人認証サービスを利用してのインターネットによります確定申告や民間のオンライン手続きへの利活用。三つに個人番号カードを利用いたしましたコンビニ交付サービスなどがあげられます。町では、これらの中から住民サービスの向上を図るため、導入すべき利活用方法、これを検討して参りたいと考えております。

4点目の庁内での取り組みでございますが、現在、住基システムの改修と地方公共団体情報システム機構への関連事務の委任、これを行っております。さらに、個人番号カードを活用しました住民票などの各種証明書のコンビニ交付サービスの導入について検討をしているところでございます。また、個人番号カードの申請及び交付等につきましては、国の動向を踏まえながらスケジュールに沿って進めているところでございます。

5点目のメリットですが、マイナンバー制度は、各種申請時における添付書類の省略、納税者が必要とする情報の開示・発信によりまして申告時の利便性の向上、こういったものが考えられます。

また、個人番号カードは、写真付きの身分証明書として行政機関や認定を受けた民間事業者における公的個人認証サービス機能を持つほか、コンビニ交付サービスを導入した場合の利用カードとして活用が期待されているところでございます。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君）　2点目ですね、個人番号に取り込まれる情報、12桁ということになるんですけども、このセキュリティコードというものはどういうものなんでしょうかね。これは、多分暗証番号なのかなと思うんですが、それについてご説明をお願いしたいと思います。

それからですね、公的個人認証サービスを利用してですね、インターネットで確定申告とか何かできるということですが、これの中にはその他のものいろんなもの多様なものが含まれると思いますが、それについてもお知らせ願いたいと思います。

それから、公共システム連携のコンビニ交付サービスですね、これを検討しているということですね。この場合ですね、セブンイレブンなんかコピー機の前に立つとタッチパネルですね、あれがパッと出てくるんですね。選択制になっていて住民票関係のそういう科目が

出て来ますね。その時にですね、町でもそういったものを窓口に入れて行けば便利で良いのかなと。それでもデータ化されてしまうと思うんですね。今は手書きでやっていますよね、申請関係ね。ですから、そういった物をやることによってデータ化がスムーズに行くのではないか、というふうに思います。

それから、戸籍とかですね、あと税番号、あと企業局ですね。多分、個人に振られている番号が違うということのようですね、この整理をねして行かないとマイナンバー制度には入れない訳ですけども、これはもう取り組みは始まっているんでしょうか。聞くところによると人口規模の大きい所ではもうね、既に何か始まっているようなことを耳にしておりますけれども、その辺についてお尋ねしたいと。

それから、この個人ナンバーでその人が特定されますねカードでね。そうした場合に今まで窓口では必ず手書きですから印鑑とか何か必要だったですよ。そういった物は不必要になるのではないかなと思っておりますけれども。そういったことがさらに進めばペーパーレスですね、なんかに結びついて行くのかなというふうに思いますけれどもその辺についてお答えをお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長 お答え申し上げます。

まず始めのセキュリティコードでございますが、これは通常クレジットカード等々にもございますように、そのカードのいわば安全対策のための番号になってございます。これがセキュリティコードとして掲載されるというものでございます。

それから、公的個人認証についてでございますが、例えば e-Tax というインターネットでのサービスがございます。これは、まずインターネットの中で確定申告ができるというふうな制度なんです、例えばこういうものをやる際にその方が間違いなくご本人であるというものを公的に認証するサービスが付いてございます。まず、始めにこのカードに公的認証のサービスを付けることによってその本人を確定できると。そのカードを持ってですね、暗証番号を打ち込めば例えば、インターネットでの e-Tax こういったサービスが受けられると。こういうものが公的個人認証についての事例として言われるかと思えます。

それから三つ目のですね、コンビニ交付に伴います窓口への機械等の設置でございますが、コンビニ交付の場合ですと先ほど議員おっしゃったように、コンビニのお店の中にコピー機のような物がございますので、そこでカードを入れてこういった交付が受けられることになるわけです。役場の窓口例えば来た方についても同じようなサービスが受けられればこれが一番良いわけですので、例えばカードを入れればいわゆる申込書を書かなくても済むようなそういう機械的なものが出ておりますので、こういった物についてもやはり検討がされて行くということになるかと思えます。

それから四つ目の戸籍、その他もろもろのですね、番号との整合と言いますかその取り組みについてはどうなんだ、というお質しですが、現在のところ先ほど申しましたとおり住基システムの改修作業を今行っております。今後はこの他にですね、税関係それから保険関係、そういったもろもろのシステムの改修を行っていく形になって参ります。その中で来年の27年の10月以降に番号が付されますのでその時を持ってですね、システムを併せて整備をしながらそれらの番号も全て整理をしていく形になってくるだろうというふうに考えております。なお、この辺のスケジュールにつきましては、まだ正確に国の方からきちっと示されているものがまだ来ておりませんので、情報をきちっと入手しながら対応して行きたい

と考えております。

それから最後ですね、窓口での例えばその印鑑の使用、申請等々についての印鑑の使用等でございますが、この個人番号カードが交付されますとそれを例えば窓口に持って来ていただきますと、それを例えば機械に入れていただいて例えば住民票であれば住民票、戸籍であれば戸籍、あとは印鑑証明であれば印鑑証明、それらのボタン操作でもって申請というのを省いた形で証明書が受けられると、こういうことも出来るようになるかと思います。このやり方等についても引き続き検討はして参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 先ほど一緒に聞けばよかったんですけども、町ですね施設でも使えるような対応はできるわけですね。例えば町施設であると町立病院なんかでの受付ですか、診察券とか。あと図書を借りる時に必要な図書番号ですかあれ。そういった町関係のやつなんかの取り込みも可能なんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長！

○住民課長 お答え申し上げます。

ただいまお話しがありました町立病院、あるいは図書館での図書カードというお話でございます。マイナンバー制度の中でこういった個人番号カードが交付されますとやり方としてはそういうふうなやり方も可能だというふうには伺っております。ただ、その実際に今現在、示されております社会保障と税に関するもののみ、まず法律で決められたものでまずスタートするという形になっておりまして、その後ですね、今ほど申し上げた病院の診察券の代り、あるいは図書カードみたいなものにつきましては、取り組むかどうかも含めてですね、町の方で検討をして行かなければならないことになって参ります。制度としては一応できる形になっておりますが、実際に国の方の指針の中でまだ未確定な部分がございますので、いわゆるそのカードの他利用というのでしょうかね、こういった部分の本筋でない他利用の部分についてどこまでどういうふうにできて、それを町としてどういうふうにやって行くのかということこれから多少時間を掛けながら進めて行かなければならないなというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○1番（陰山丈夫君） それでは、第2の質問をいたします。

アウトソーシングについてでございます。9月議会で第1保育所、中町の蔵の指定管理者が決まりました。アウトソーシングが進んでいるというふうに思っております。今後、指定管理や業務委託などについてどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 お答えいたします。

指定管理者制度や業務委託等に関する今後の考えについてであります。第4次三春町行財政改革大綱の推進項目の一つに「民間委託等の積極的な活用」を掲げ、公共施設の管理運

営業業務に指定管理者制度を導入することや、事務事業の民間委託を推進することにより、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの縮減を図ることとしています。

こうした中、昨年度までに11の公共施設において指定管理者制度を導入しているほか、小・中学校の給食調理業務など、様々な事業について外部委託を行っております。本年度は、さらに第1保育所、及び中町蔵について指定管理者を指定するとともに、現在、旧桜中学校交流施設についても指定管理者制度の導入を目指しております。今後策定予定であります第5次三春町行財政改革大綱におきましても、引き続き「民間委託等の積極的な活用」を推進することとし、指定管理者制度の更なる導入のみならず、役場窓口業務の外部委託等についても検討するなど、町民サービスの向上と行政コストの縮減を更に進めてまいりたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 役場窓口業務の外部委託ですね、これも検討するという事になっておりますけれども、窓口業務いま扱っている全てを検討するんだと思うんですよね、検討すべければね。それからですね、保険業務ですねあとね。国民健康保険業務を足立区ですね、取り入れるようなことの報道があるんですね。あと会計も何かそういうふうに伝わっておりますけれども、その辺についても検討していただきたいというふうに思いますが、どのようなお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 再質問にお答えいたします。

民間に任せる場合にありましては、まず役場の業務の中で考えられますのは窓口業務ですか、窓口案内とか、各種証明書の発行とかそういった定型的な業務についてこういったものにつきましては、民間に任せることが可能であるというふうに考えております。その中で今ご指摘のあったような国民健康保険ですとか、会計といった業務があると思いますが、まずは今三春町におきましては、まだ導入しておりませんのでそれを導入するにあたりまして、まず現時点では臨時職員で対応しております、臨時職員と比較してコストがどうなるかとかですとか、若しくは職員定数の適正化の問題とか、または実際にやる場合にあたりましてそれが人材派遣という形が良いのか、若しくは外部委託という形が良いのか、というようなことで様々なメリット・デメリットこういったものを考えながら進めて行く必要があるかと思っております。そういった中で今ご指摘がありあました国民健康保険ですとか会計ですとか、様々な役場の中でも窓口業務、定型業務がありますけれども、いっぺんにやるかどうかというのは、まだまったく決まっておらずで、場合によっては試行的に例えば現在の役場庁舎の1階のある部分についてだけやってみるとか、というような指標があるかと思っておりますが、現時点においてまだ詳しい検討まではしておりません。という状況であります。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） これはちょっとね質問の中に、職員の数が出て来ました。紫波町に研修に行ってきたんですね。非常に臨時職員が少ないというふうに感じたんですね。ですから、そのことを踏まえてということなんです、今問題になっている不正規の労働者ということに繋がる問題なのかなというふうに今臨時職員のことにはね、と今思っています。そちらから出てきたのでち

よっとあれですけども、臨時職員の扱いについて後で質問しても良いんですけども、出てきたからちょっとお尋ねします。どのようにお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

総務課長！

○総務課長 お答えします。

まず、数字の方からお知らせしたいと思うんですが、今現在、臨時職員は三春町では107名の方、全て保育所あるいは町の庁舎内外を問わず合計で107名の臨時職員が働いております。役場の正職員につきましては、今年の4月1日現在で156名、定員適正化計画では160名というものを持っております。27年度まではこの定員で行きましようということとで第2期で今運用しております。今、臨時職員が多すぎるのではないかと、というふうなご指摘でございます。確かに臨時職員の数、これは東日本震災以降、事務量が大幅増えまして各課とも人手が足りない。ただ、一方には定員の適正化計画があるという中でのある意味、緊急的な措置というふうに考えております。ただ、そうは言っても今現在、震災から3年9カ月がたっておりますけれども、まだ事務は落ち着いてきたとはいえまだ比較的多い時期にあっておりますので、少なくとももうしばらくはこの体制が続くのではないかなというふうには考えております。ただ、来年が平成27年度適正化計画の最終年度ですので、職員定数については来年度その適正な数字については議論をいただきながら、適正な数を定めて行きたいというふうには考えております。

あと臨時職員につきましても、必要性がある所に当然臨時職員は配置しているわけですし、今現在、様々な震災以降の各種測定業務なども多い状態にありますので、そういった状態、やはり落ち着くのを待って数については吟味して行くということになります。ただ、中長期的には先ほど財務課長から申し上げたとおり、今後かなり長期的な視点で見れば全体の人件費ということに係ってくる問題ですので、そういった中で労働力の外注化、いわゆるアウトソーシングは一つの選択肢として十分考えられますので、そういったことを踏まえながら現況の事務を処理しつつ将来をにらみながら考えて行くというふうなことを基本的に考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） アウトソーシングですね、アウトというのは外ですから外部ですよ、ソーシングは資源ですかね。外部の資源を有効に使えばですね、財政的にも相当いいのではないのかなと、メリットがあるのではないかなというふうに思います。それで、窓口業務を検討するということですが、いつまでに結論を出す予定にしているのか、ちょっと伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 再々質問にお答えいたします。

まず、今お話しがありあましたアウトソーシングすれば財政的にメリットがあるというお考え、一般的にはそういう考えはできるものだと思いますけれども、今の三春町役場におきましては多くの部分をその臨時職員に頼っているところがあるので、単純にそれを変えただけでは必ずしも財政的にメリットがあるとは言えないところがあります。外部委託をやることによりまして、例えば職員の数が、正職員の数が減るとか、そういったことを総合的

に考えませんと財政的にメリットがあるかどうかというのはまだ判断できないところであります。

さらに、この窓口業務の外部委託をいつまでにということでもありますけれども、今現在、策定しております第5次の三春町の行財政改革大綱、こちらの検討項目にも載せておりますけれども、現時点において、まだいつまでにやるとははっきり決まっておきませんので、現時点において答えることはできません。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○1番(陰山丈夫君) 3番ですね、収入未済額についてお尋ねします。

毎年度収入未済額が発生し、この一部が不能欠損処分につながっていると考えております。税の公平性という面から考えてどのような対応を採っているのかお尋ねをいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間税務課長！

○税務課長 第3の質問にお答えいたします。

税務行政においては、公平公正な課税、徴収率の向上、滞納額の削減を図ることが重要であります。このため、毎年、徴収対策の方針を立て、その計画によりまして、法に基づく滞納整理を厳正に行い、納税者間の公平性、良好な納税秩序を維持できるよう努めております。

重点事項といたしまして、第1にですね、現年度課税分の徴収強化でありまして、いわゆる今年課税のものは来年に繰り越さないということを基本としております。

第2番目といたしまして、滞納処分の徹底であります。財産調査及び差押えの早期着手を行いまして、今年度10月末時点での差押え件数は202件となっております。

第3といたしまして、長期及び高額な滞納者への対応であります。生活実態の状況把握などに努め、財産調査の徹底、更には公売などの検討であります。

これらの取り組みを執行しながら、徴収額の確保に努めているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番(陰山丈夫君) 「第1に現年度課税分の徴収強化であり、翌年度に繰り越さないことを基本としております。」、どのようなことを基本としているのか。具体的にどのようなことを行っているのか、ですね。

それからですね、過日、頂きましたこの未済額ですね、25年度1,138件、金額25,977,833円ですね。平成7年度から合計88,188,684円という金額であります。例えばですね、いろんな事業を町ではやっておりますけれども、例えば今生活道路、最高補助額ですか、100万というのをやっておりますね。そうすると8,800だから100万で88カ所ですか。道路改修できるんですよね。この金額が現年度に入っていればね。単純なことで申し訳ないですけども。そういうことに繋がるんだと思います。ですから、その具体的に現年度にどのようなことをやっているのか、ということをお尋ねします。

それから、これもらったのは全ての税額だと私思っておりますけれども町の。その他の税額があれば更にお示しをいただきたい。

あとそれからですね、これは人の言葉を借りるようで申し訳ないですけども、北川正恭氏というね、前に三重県知事、衆議院議員もやられましたけれども、この方がですね、「公金債権回収に民間のノウハウをという、全体像把握や一元管理が必要だよ」ということを提言

しております。一元管理はされていると思いますので、一元管理、まあ企業局との連携とか、庁内のその他税目いろいろありますから、そのやつはされていると思いますので、その辺をです、どうなっているのか。

それから、公共サービス改革法というものがあると思うんですね。これには、民間でも徴収可能でないかというふうに言われているんですよ。国民健康保険料などの納付の促進などの事業もこの公共サービス改革法でできるのではないのかなと私は思うんですけども、その辺について伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間税務課長！

○税務課長 まず、第1点目です、具体的にどのようなことをしているのか、ということですが、まず納期から20日過ぎますと当然、督促を行います。督促状ですね。督促の滞納者に対して速やかに催告をして納付を促すわけですが、それでも納まらない場合、それが督促の10日後に財産調査に着手します。財産調査はですね、換金性の高いものから、当然、預貯金ですとか給与、それから動産、不動産の順序になると思います。

先ほど申し上げましたが、そういうものを踏まえましてですね、今年の10月末時点では、202件の差押えをしているということでございます。内訳を申し上げますが、預貯金で169件、給与で16件、いわゆる債権の差押えでそれだけでも92%でございます。それからその他9件、不動産8件ということで、その他は例えば生命保険を解約をするとかですね。そういう強制的なものも差押えております。それでその結果でございますが、差押えた滞納額27,981,000円に対しましてですね、徴収実績は226件、金額で9,337,000円でございます。ちなみに昨年度ですが、どれくらい差押えをやったのかということなんですが、25年度ではですね、差押えの件数425件でございます。つまり、平均するとですね、毎日2件以上やっていると。その前段で財産調査がありますので、いろんな形でまず調査をして差押えているということでございます。425件の内ですね、債権の差押えで徴収したものが414件、17,620,000円を回収しております。前の年から繰り越して徴収するわけですが、債権の差押えは大変有効でございまして、徴収した中の4割は債権の差押えということでございますので、まずは換金できるものを差押えるというのが優先でございます。

それから2番目のその他どういうものが収入できないのか、ということですが、25年度の集計で申し上げますが、税務課で扱っておりますのは一般税ですね、それから国保、それから後期高齢、介護でございまして、収入ができなくて今年度に繰越したものが合計で1億16,976,000円でございます。先ほどですね、88,188,000円という数字が出て来ましたが、これは国保税でございます。一般の税ではございません。これは多分9月の定例会の全体会ですね、決算審査の中で出た数字だと思いますが、これは一般の税ではございません。これはあくまでも国保税の現在収入未済額として把握しているというか、債権完了している金額でございますので国保税ということをご確認をいただきたいと思っております。

それから4番目でございます。そういう債権回収については、例えば国保税なんかは民間でもできないのか、ということですが、例えば将来的にはですね、民間で回収は可能かと思いますが、現時点ではですね、債権を管理する徴収というのは長い間の交渉の経過、それから交渉の内容というものがございまして、これを単純に一般にする、例えば誰でもできるのかということで、そういう交渉経過を公表して良いのかということがございます。

対相手があることで問題でございますので、当然検討はしますが現時点です、すぐに民間に委託して回収を頼んで、そして回収ができるものという形で認識はしておりません。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 今、民間委託については考えていないということですが、行く行くはですね、そういう形を採るスタイル、そういう形にもねなる可能性もあるのではないのかなというふうに思っているんですが、町としてね、今非常に財政が、収入は減っているわけですね毎年ね、その中でやることはやらなくちゃいけないということですので、なるべく回収率を早めてそして事業に充ててもらいたいというふうに思うんですね。ですから、一ついろんな法律があると思いますので、いろいろ引っ張り出してですね、その検討はしてもらえるのでしょうか。いろんな経過はあると思います。確かに。人と人の問題もあると思いますが、そういったこともあると思いますけれども、いろんなね、関連法を見比べてできるのかどうか、検討するかどうかをお尋ねします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間税務課長！

○税務課長 現時点ではですね、今ほど申し上げましたけれども、すぐにもう来年、再来年から、例えばそういう形に移行するというのは考えておりませんが、将来的にですね、例えば町県民税ですとか、国保税ですとかいろんな形で近隣の市町村ですとか、そういう形で機運がまとまるとか、例えばそういう形の法改正があるといった場合には当然検討するようになるかと思いますが、それになるまでに三春町がですね、すぐに手を上げて例えば民間委託をするというそういう形はないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○1番（陰山丈夫君） 学校教育環境について。

政府は人口減少を踏まえ学校の再編を促すため、公立小中学校を統廃合する指針を58年ぶりに見直し、統廃合のための校舎改修への補助金も拡充するとの報道がありました。そのような中で、教育懇談会が開催されたわけですが、その中の一つとして、保護者の出席が少ない中での懇談会の意義ですね。

それから、2番目の学区制についてと、3番目に小学校の統廃合についてお尋ねします。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

教育懇談会の開催にあたっては、町内各幼稚園・保育所・小中学校の保護者の方々に、学校等を通じ文書にてお知らせいたしました。ご指摘のとおり、各地区とも保護者の出席は少数でございました。これは教育への関心が薄いのではなく、各学校便りなどを通じてこまめに教育関係情報の提供に努めていることや、各校に教育委員在日校を設け、各地区の保護者の方々と接する機会を持っていることなどから、改めて教育懇談会へ出席する必要性を感じなかった方が多かったのではないかと推察されます。

教育懇談会の主旨としましては、地区の教育について、保護者に限定せず広く地区の皆さんと意見交換を行う機会であると考えておりました。保護者の出席が少なかったことは残念

ではありますが、保護者懇談会に出席された方々に対しましては、夜間にもかかわらず会場に足を運んでいただき、併せて貴重な意見・要望などをいただいたことには感謝しております。

2番目のご質問でございます。

現在、小学校学区については田村市立要田小学校学区を含め7学区、中学校については、三春・岩江の2校の学区となっております。小学校学区は、三春町を構成している7地区を学区としておりますが、それぞれの地区の歴史や特色ある地域性等も踏まえ、尊重すべきものであると考えております。

3番目の質問にお答えいたします。

小学校の統廃合につきましては、繰り返しになりますが、地域の総意を第一に考えて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） それでは1番目ですが、各校に教育委員在日校を設けているということですね。これについてですね、こういった日に教育委員の方がその学校に出向いているんでしょうかね。

それから、この時にPTAですか、保護者が多数いて懇談ができるような状況にあるんでしょうか。

あと、いろんな情報を流しているのでもって懇談会に出る必要性は感じなかったのではないかと、ということなんですけれども、どのような情報を流しているのか伺いたいです。

それから、教育懇談会の中でですね、こういう意見があったんですね。「教育懇談会はPTAなどの実際の保護者がもっと出席すべきではないか。」というのと、「今後、教育懇談会はどのようにするのか。来年度もやるのか。」とかですね。

それから、学区制についてですね。「よその学校に行っている子どもたちがいると地区の行事がね、行うにもやるづらい。」というようなね、こともありました。放課後の学童保育をやっているのでもってその辺もその希望者ですか、地区外に行く、学区外の学校に行きたいという人に教えて欲しいというのですか。「ちゃんと説明して欲しい」という意見ですよ。そういうのがあったんですね。ですから、そういった学区制についてなんですけれども、結局なし崩しみたいなんです、学区制が崩れて行けば、便利性的なところ、この間の話だと「三春小学校が良いから行くんだろ」なんていうような、ちょっとあったような気がしたんですけれども。だから、そういうことのないようにですね、して欲しいなと思うんですね。学区制は、何のために引いているのか、ちょっとあと伺いたいです。

それから、先ほどの4番議員の質問の中で最後の頃ですかね、教育長が「再編については教育委員会が判断をすべきでない。」と、「再編について教育委員会はすべきでない」と判断した。」ということなんです。その辺についてもお尋ねしたいなと思っています。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 まず、第1点の教育委員会在日校はどのようにして決めるのか、ということでございます。これにつきましては、各学校に照会をしまして学校と調整をして教育長以下教育委員がいますので、それぞれ出れる方について極力出てくださいということで、お昼から教職員とかのいろいろ相談もあるということで夕方5時くらいまでやっております。これ

らの結果等につきましては各学校に照会をかけるもの、それから予算的なものについては次年度の予算の中に反映しているということでございます。教育長が4番議員の中で発言のありました子どもの意見とかもありましたので、そういうもの取り入れるものについては極力取り入れるということで、今年で2年目ですけれども結構、成果は上がっているのかなと思います。その際に、保護者の方々にも「何月何日どここの小学校、中学校で教育委員の在校日を設けます。」ということで周知してございます。PTAの方も何名か出席されて、いろいろ個別に相談を受けていることがありましたので、それらについては逐次報告してございます。

それから、教育懇談会で出席者が少なかったのは学校から出している学校だより等のこともあるだろう、ということでございます。おっしゃるとおりでございます、各学校でこと細かに学校だよりは出してございます。例えば、一例を申し上げますと、転入された方がいればそれらについても細かに記載するとか、いろいろな行事等についても紹介する。それから、地域独自の行事等についても、それぞれ学校だよりの中で紹介をさせていただいているところでございます。

それから、学区制についてでございますけれども、学区につきましては先ほど申し上げましたとおり、それぞれの地区の歴史や特色ある地域性も踏まえて、今三春町では7学区ということで設置してございます。教育懇談会の中で、一部学区を超えて行っているという話もございまして、それらの解消に向けて御木沢地区には児童クラブを設置するなど、いろいろな対策を講じてございます。前回の議会全員協議会の中でもお話ししたとおり、次年度27年度につきましては、特に児童クラブがない地区につきましては、まほらっこ教室を充実し放課後児童のお預かりをするということを考えておりますので、極力学区の中に戻って学区の中でそれぞれ各小学校等に通学できるような態勢を取って行きたいというふうに思っております。

それから、再編につきましては先ほど申し上げましたとおり、現在のところ地域の総意ということを考えておりますのでご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） その間の19年でしたか、答申、教育再編についての答申ですね。これについて、複式学級の保護者からですね、「少人数でやって行けるのか。」という意見があったのに対してですね、「現在も要綱に基づき検討できる態勢にあると、教育委員会は地区として要望があれば検討委員会による検討を町部局に要求したい。」という答弁をしておりますね。少数意見、この間のこの懇談会はですね、非常に少数ですよ、参加人数がね。そういう意見が出たのは確か2件ぐらいしかなかったと思います。再編がらみみたいな意見が出たのはね。ですけれども、あと先ほど何ですか、それに反対する意見が1件あったというのがありました。それは高齢の方でしたけれども、やはり実際の保護者ね、意見が多分違うんだと思うんですね。やはりこういった問題は、当事者ですよ。当事者が多い席で話すべきだと思うんです。地域も非常に大切です。ですけれども、やはりまず一義的に当事者と話して行くと。それから、地域のいろんな角度、総合的な意見も踏まえて結果を出すというのが私は手順じゃないかなと思うんですよ。ですから、この懇談会はやりました、ですけれどもこういう結果で終わりました。はい、あと終わりです。というものではなくてですね。これだけ子どもの数が少なくなっているわけですね。一桁です。そういう学校がずっと出て来ま

すね、何年も続けて。そういった子どもたちの将来を考えてね、やはりこれから町としてです、ここに住んで良かったんだとね、今の子どもたちが大人になった時にそう思えるようなね、教育環境を作っていくのがね、私たちに課せられた責任ではないでしょうかね。ですから、もっと本気になってですね、その将来のこれから少子化の中での教育のあり方について、真剣にですね、町長を頭にして取り組んで行ってもらいたいというのが私の意見です。そのことについて、あくまでもね、地域の集まった人たちの意見がそうだからそれで良いのかどうかね、例えば保護者と話しをする機会というのはいくらでも作れると思うんですよ。1年にすると3回ほど集まる機会たぶん設けていると思うんです。保護者のね。授業参観とかPTA総会とか、そういう席上でね教育委員会ですか、それからそういう関係者が行ってですね、真剣に話しをしてもらいたい。そういうふうに思います。ですから、私はね、このことについては教育長と町長に答弁をいただきたいんです。これからね、三春の教育についてどうして行くのか。一桁台で子どもたちがずっと行く、そういう中でこれで良いのかどうか。

よろしくをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町長と教育長にこういうふうな発言でありますので、私の考えを申し上げたいと思います。

小学校の再編についてはですね、議会でも何度か質問があったりして答弁をして参りましたが、町はまったく考えないと、こういうことではございません。ただ、保護者やPTAや地区の皆さん方がそういう方向になったら町も一緒になって考えましょと、こういうことでございます。

いつ頃だったですかね、テレビでやっていたのをちょっと途中から見たんですけども、小学校が無くなった地区は過疎が進むとこうような報道がありました。それくらい小学校というのはいろんな深い意味を持っているんだろうと、そんなふう感じたんでありますけれども、例えばですよ、1番議員が小学校の統廃合を進めようと、こういうふうな考えであるとすればですよ、岩江地区の皆さん方がね岩江小学校が無くなって良いのかどうかというね、保護者の皆さんやPTA、地域の皆さん方、そういう方々とのやはり、この一般質問でやるだけじゃなくてですね、地域の中でやっぱり話し合いを重ねながら町、教育委員会にも呼びかけをしていただければ町としても一緒になって考えると、こういう姿勢でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 遠藤教育長！

○教育長 町長の方からありましたとおりですね、私も同様の考えでございます。PTAそれからまちづくり、そして子を持つ親、当然でございます。ただ、議員さんの言うようにですね、保護者からということではないのではないかと、やっぱり平等じゃないかと、そこは思っております。実はある教育委員在日校にですね、小学校2年生だったと思いますけれども、来まして「絶対、統合しないでください。」という子どももいたんですね。ですから、そのいろんな立場でですね、いろんなことを考えていると。私それ考えた時に校長に注意を促したんですが、もしかするとですね、そうやって子どもが私に訴えてくるということは、非常に不安がっているのではないかと、そういうふうに思ったんですね。不安の中で勉強をするというのは決して良くないんで、だから保護者の懇談会の際にですね、「保護者の皆さんに子どもの前で統廃合の話とか、することは控えてくださるように校長の方から話してもらえま

すか。」ということで、話していただいたことがございます。ですから、なかなかこれ微妙なお話しですね、子どもたちも大人のそういうことを聞いてですね、不安がっているというところもありましてですね、非常に慎重に取り扱っていかねばならないというふうに思っております。決して、まずPTAを聞いたらどうだ、ということではなく、やっぱり地域の皆様方の学校だというふうに思っております。

町長の方から先ほど過疎化の話がありましたけれども、実はつい最近ですね、三春町で町村の教育長会議というのをやりました。県の46名の教育長が集まりました。その中で研究発表がございまして、ある町はですね一つにしたんですね、そしたら、「学校に大人が来なくなりました。」と、つまりですね、当事者意識がなくなってしまうんですね。それで困っていてボランティアをとにかく募ってやって行かないといけない。特に学校に来なくなって、関心を持たなくなったのは周辺の小学校だという研究発表がございました。そういうことを考えますとですね、なかなか微妙なところでないかなというふうに思っております。

なお、PTAのですねことにつきましては、いつも校長会でお話ししておりますけれども、校長先生方がですね、「高いアンテナで再編のような話しが出ればどうぞ教えてください。」ということで言っておりますし、また校長の方にもですね、「もしそういう話しがあればですね、町の方で出向きます。ということもお話ししてください。」ということで言っております。中にはですね、「再編、どうですか。」と個別に来た保護者もございますので、そういうことを活かしながら、そういうのも勘案しながら総合的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 町長にこうね、何か返歌返すというのかな、そういうわけでないですけれども、私は一桁台の学校についてお話しをしております。岩江は今、一桁になっておりませんのでその点についてはちょっと私、心外だなというふうに思います。

それからですね、今まちづくり協会というのが各地区にあります。盛んに活動しております。三春町では。これはどこに行ってもね「すばらしいね」と言われるんですよ。「三春町はこういうふうになっています。」と話しをしますと「すごいまちづくりをしていますね。」ということが返ってきます。ですから、学校がね無くなるから地区が無くなるというね。それはそういう地区もあるでしょう。ですけれども、三春町は地区が活性化するためにまちづくり協会というのをたぶん作っているんだと思います。ですから、その辺のところは私は区別してね、整理してもらいたいなと思います。

あの、答弁はいりませんが、最後に申し訳ありませんが、そういうことで終わります。

○議長 3番影山初吉君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 先に通告しておきました事項について質問いたします。

まず、最初に各地区まちづくり懇談会の総括と今後の取り組み、次年度の予算編成について質問いたします。

今年からまちづくり懇談会のあり方を変え、いくつかのテーマを挙げて懇談する方法で開催されました。11月23日をもって終了。そこで次の3点について質問いたします。

一、まちづくり懇談会の総括について。

二、各課で今年度内に取り組む要望事項は何がありますか。

三、要望を踏まえた次年度予算編成について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

1点目の今年度のまちづくり懇談会の総括についてであります。まちづくり懇談会につきましては、これまで地区からのさまざまな要望や地域の課題、町政の運営など、ひろく町民の方々との懇談や意見交換を行う場として実施して参りました。

今年度のまちづくり懇談会では各地区において取り組むべき課題について、テーマを設けて懇談を行う手法を取り入れました。少子高齢化の問題など町民の皆様の貴重なご意見やご要望をいただき、有意義な懇談会であったと考えております。

今後の人口減少社会、超高齢化社会への対応が強く望まれる中、豊かで住みよいまちづくりの実現のためには、なにより町民と議会と町が協働で地域の課題に取り組み、それぞれの立場でそれぞれの責務を果たすことが重要であると考えます。今後もまちづくり懇談会の場を活かしながら、町民の方々との意見交換を行い、より良い地域づくりを目指して参りたいと考えております。

2点目の各課で年度内に取り組む要望事項についてであります。各地区の懇談会でいただいたご要望につきましては、担当課ごとに整理し、速やかな実行をお約束したもののについては、年度内に取り組んで参ります。

3点目の要望を踏まえた次年度の予算編成についてであります。ご要望をいただいた中で予算措置が必要なものにつきましては、次年度以降順次対応して参ります。案件によりましては、優先順位をつけて年次計画で取り組むものもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） まず最初に1点目の総括ですが、執行側としては有意義な懇談会であったというようなことでありますが、来年度もこの方法で懇談会を行うのか。執行側としての考えをお聞きいたします。

それからですね2点目、各課で年度内に取り組む要望事項ということですが、「速やかに実行をお約束したものについては年度内に取り組みますよ。」ということになります。しかしですね、安全安心に関する要望、対策は急務だと思うんですね。確かに予算がない、忙しい、業者がない、あとは地域バランスを考慮しながら、優先順位を考えながらといろいろあると思いますが、安全対策はやっぱり本当に急いでやるべきだと思います。どういうものかと言えばですね、今回出た問題の中には、まず防犯灯、あとはカーブミラー、あとグレーチングの設置、防火水槽、消火栓の看板が見えなくなっていると、こういう小規模なものは、すぐ取り組めるはずだと思うんですね。今回の懇談会の中で財政調整基金に7,000万ほど前年度より多く積みましたよ、という説明がありました。財政調整基金は現在おそらく9億7,000万あると思います。そういう中でですね、財政調整基金はもちろん予算編成の中で資金がショートしたよとか、大災害がもし起こった時の備えなどに当然、資金はあるべきだと思いますが、そういうのを取り崩せばですね、ほとんどの要望事項は叶えると思うんですね。

それで、この3番目の要望を踏まえての次年度の予算編成であります。そういうことを

踏まえながら今回もどの地区からもやはり建設課の道路要望を中心にですね、要望がすごく多いんですね。こういうことを踏まえて来年度は大型予算を編成してですね、2、3割くらいは解決するんだと、そういう意気込みがあるんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 まず1点目のまちづくり懇談会の開催の方法なんですけれども、これはですね毎年まちづくり懇談会を開催する前にまちづくり協会長、それから事務局長さんの会議を開きまして、まちづくり懇談会のあり方については各協会長さん方の意見を伺っております。あくまでもですね、開催はまちづくり協会が主催ということありますので、まちづくり協会がどのような方法で開催したいかを伺っております。ですから今回7地区ですね、テーマを中心にやりたいということであったんですけれども、2地区については従来どおりやりたいということであったので、そのようなことをしております。でですね、この懇談会が終わって毎年ですね、年末に7地区の懇談会の結果報告、検証をですね、協会長さん事務局長さんに集まっていたいてやっておりますので、当然今回の懇談会の結果についてもそこでいろいろご意見をいただいて次年度の懇談会にあたっての考え方については整理をさせていただきたいと思います。

2番目のですね、安全・安心、それらについて急いでやるべきじゃないか。それから、特にですね、防犯灯、カーブミラー、防火水槽、グレーチング等のお話してありましたけれども、あのですね、言い訳をするわけではないんですけれども、例年ですね各区長さん、それから防犯協会、それから消防とかいろんな団体からいろんなですね、そういった要望を伺って来年度の分でありますと、例えば今年度中に取りまとめを行って予算計上して実施しておりますけれども、当初予算編成時の部分について対応したとしてもですね、また懇談会までのこの半年間で新たな要望箇所も出てきますので必ずしもですね、いろんな要望、ご意見があるから取り組まなかったということではないということをご理解いただきたいと思います。地区によっては、今回もあるんですが8カ所やったと、ただ懇談会に出てくるのは「4カ所が何でやってくれないんだ。」というご意見もありますので、全部をですねやるといっても捉える時期も違いますし、その辺については十分ご理解をいただきたいと思います。当然ですね、安心・安全のために町も懇談会をそのためにやっておりますので、そのようには思っております。ただですね、今回は沢石地区はそういう建設課関係の要望については、別途開催させてもらいましたけれども、懇談会の中でですね、いろいろそういう細かい点まで議論するのが良いのかですね、道路の補修等については別途ですね、区長さん方と担当課で協議をするのが良いのかを踏まえてですね、それらについてもあり方については今後、検討させていただきたいと思います。

あと次年度の予算編成なんですけれども、毎年ですね維持補修費は当初予算、それから補正などのでかなりと言いますかね、増額と言いますか、それらを踏まえて予算編成はしてきておりますけれども、またですね、各地区の要望をどのように対応していくかについては、今後検討させていただきたいと思います。つねづね、また新たな箇所、新たな箇所と増えてきているということも踏まえてですね、それらについては、検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 3点目なのですが、要望を踏まえた次年度の予算編成についてであります。今、答弁にありましたとおり、維持管理あとは維持補修ですか。あとは生活道路関連。こういう予算も多少でありますが増額されています。その都度補正も組んであります。それは分かるんですが、何で当初予算から、もうこういっただけの量の要望が来ているんですね。今回は懇談会の中で今までの要望はあえて時間がないからということですが、回答は出したと思うんですね。その回答の中でも道路関係を中心に相当な数の要望が来ています。それも「生活道路関連でこれをお願いします。」という所もずいぶんあるんですね。今まで生活道路は約800万ぐらい取っていて、毎年補正で200万円ぐらいは補正を組みましたが、何で当初からもっと2,000万ぐらい「ボン」と付けて、地域の要望の2割ぐらいは27年度には解決するんだと。そのぐらいの気構えでやってもらいたいと思うんです。毎年、毎年出されて「これはどうなんですか。これはどうなんですか。」と、どうなんでしょう。そういう声は多分、執行側に届いていると思うんですが、そういうことを踏まえて、もう一度お伺いをいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町としては、要望の内容などを精査しながら緊急度、重要度等も考慮しながらですね、出来るだけ要望に応えるべく努力をしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 第2の質問をいたします。

シルバー人材センター事業の現状と課題について、お伺いをいたします。

シルバー人材センター事業の理念はですね、就業を通して地域社会に貢献しつつ健康な維持管理に貢献し介護予防と医療費の低減にも繋がり、福祉の受け手から社会の担い手となり、活力ある地域社会づくりの実現を目指す、とされております。そこで次の4点について質問をいたします。

まず、第1点ですが、会員の推移について。ピーク時と現在または25年度でお願いをいたします。

2番目に、受注実績の推移、件数と金額について。その中でですね、公共事業の受注率はどれくらいなのか。

3番目ですが、補助金の推移について。

4番目は今後の事業計画と見通し、課題についてお伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの会員の推移につきましては、平成14年度の305名をピークに減少傾向が続き、平成19年度にはピーク時よりも64名少ない241名となっております。その後は、ほぼ横ばいで推移し、平成25年度では240名、今年度10月時点での会員数は256名と若干増えております。

次に、受注実績についてですが、件数ベースでは、一般企業や個人家庭からの受注実績に

支えられ、全体的には微増傾向にあります。公共事業については、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度以降は横ばいで推移し、平成25年度は受注総件数1,132件のうち58件、率にして5.1%が公共事業分となっております。

金額ベースであります。平成13年度をピークに減少傾向にあり、平成25年度のシルバーの受注総額は8,012万円、うち公共事業分は40,094,000円で全体の半分、丁度50%相当を占めております。

続いて、補助金の推移についてですが、平成15年度の町の補助金1,000万円をピークに減少してきましたが、平成23年度以降は、毎年400万円の町補助金をシルバー人材センターへ交付しているところであります。

最後に、今後の事業計画と見通し、及び課題についてですが、シルバー人材センターでは、会員数の増加と受注実績の更なる向上を目指して、平成31年度までの目標を定め、改善に取り組んでいるところであります。

受注実績につきましては、ほぼ目標通り達成しておりますが、会員の増加充実については目標を、やや下回っている状況になっております。そのため、シルバー人材センターでは、町内を10班に区分けしまして、担当班長が会員確保を積極的に推進する機能強化事業を展開しております。

また、今年10月1日からは、専門員2名を配置いたしまして、町内の各企業を訪問して、退職予定者に対する勧誘や、企業からの事業受注を積極的に進める県の地域人づくり事業に着手しているところであります。

町としましても、こうしたシルバー人材センターの自主的な運営基盤の強化を促すとともに、高齢者の就労機会の確保、更には就労による健康増進と介護予防推進の観点から、引き続き適切な支援に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 補助金の推移であります。15年度の町の補助金1,000万円から23年度以降は400万円であるということであり。これは町と国は同額で、今800万の補助金が交付されているものと思います。そういうような中で、シルバー人材センターさんはですね、本当に悪戦苦闘してがんばっている姿が見えるんですね。それはですね、職員の賞与のカット、前は65%カットしていたと聞いております。現在は25年度は35%カットであります。あと役員報酬はゼロであるというような中で、会員の減少、受注実績の減少、補助金の減額などはありますが、自助努力をしながら自主財源の確保などにも一生懸命取り組んでいる姿が見られます。そういう中で、新聞の折り込みチラシなども何回か入っているのを見ました。その内容を見ますとですね、「会員を募集します。皆さんの元気が地域を活性化させます。忘れていませんか働くことの喜びを」と、こういうキャッチフレーズで募集をかけていますね。こういうことで、一生懸命取り組んでいるんですね。そういう中で、23年度から400万円の町の補助金。これを増やすことはできないんでしょうか。まずその辺をお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 補助金についてはですね、まずなぜこの補助金下がってきたかということですね、町は一貫して行財政改革をしてきて、補助金もだんだんの団体も下がっ

てきたという経緯もございます。4年ぐらいは400万円で一緒ということですので、現在、予算編成中でございます。丁度。金額がいくらかということはちょっとこの場では差し控えさせていただきますと思います。

検討はしております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 補助金以外にですね、町でも引き続き適切な支援に努めます、ということでもありますので、大変心強いものがあると思いますが、例えば側面からどういうバックアップが出来るのか。もし、そういう考えがあればお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 バックアップでございますが、今公共事業を4,000万ほど発注しておりますが、そういうものを検証したりですね、なおかつ量を増やせるものが、発注できるものがあるかどうかですね、そういうものを検討してみたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

……………散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、散会いたします。ご苦労様でした。傍聴の皆さんご苦労様でございました。寒さが厳しくなりますので体調管理に気を付けて新年をお迎えいただきたいと思います。お疲れ様でした。

（午後2時39分）

平成26年12月10日(水曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 近内 信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木 義孝
副町長	橋本 國春

総務課長	工藤 浩之	財務課長	鈴木 正人
住民課長	新野 徳秋	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山 敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年12月11日(水曜日) 午後2時10分開会

第1 議案の審議

議案第 85号 専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第 86号 第7次三春町長期計画の策定について
議案第 87号 和解及び損害賠償の額の決定について
議案第 88号 町道路線の認定について
議案第 89号 三春町旧桜中学校交流施設条例の制定について

- 議案第 90号 三春町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 91号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 92号 三春町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 議案第 93号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 94号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 100号 平成26年度三春町一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 101号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 102号 平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 103号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 104号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 105号 平成26年度三春町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第 106号 平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第3号)について

(追加)

- 議案第 107号 平成26年度三春町一般会計補正予算(第7号)について

閉 会

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時10分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより本日の会議を開きます。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第107号「平成26年度三春町一般会計補正予算(第7号)について」の議案が提案されました。

これを日程に追加し、日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第107号を日程に追加し、日程第1として議題とすることに決定いたしました。

日程表並びに議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(日程表・議案書配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

……………・提出議案の説明……………

○議長 それでは、日程第2により、提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 それでは、追加議案の説明をいたします。

議案第107号、平成26年度三春町一般会計補正予算(第7号)について。

今回の補正予算は、歳入においては商工費県補助金、一般寄附金の追加と、財政調整基金繰入金の減額であります。歳出においては一般管理費と商工振興費の追加であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算総額を78億907万円とするものであります。

よろしく願いいたします。

……………・議案の質疑……………

○議長 日程第3により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第107号の提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第107号「平成26年度三春町一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

……………・議案の委員会付託……………

○議長 日程第4により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第107号については、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………・休憩……………

○議長 ここで、議案調査のため暫時休憩いたします。

再開は、追って連絡いたします。関係者は各常任委員会室に移動願います。

(休憩 午後2時14分)

< 休憩 >

(再開 午後2時30分)

……………・再開……………

○議長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

……………付託議案の委員長報告……………

○議長　日程第5により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長　総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月4日に日程設定を行い、12月8日及び10日の2日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第85号、専決処分につき議会の承認を求めることについて。

財務課長の出席を求め、補正予算（第5号）全般について、詳細な説明を受けました。本案は、衆議院が平成26年11月21日に解散し、衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、平成26年度三春町一般会計予算を補正したものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第89号、三春町旧桜中学校交流施設条例の制定について。

産業課長、財務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、旧桜中学校を新たな文化、産業及び観光の拠点とするとともに、人と物の交流及び地域の活性化を図るため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、三春町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

教育長、教育次長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

教育長、教育次長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号、三春町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について。

教育長、教育次長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育の必要性の認定基準を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号、三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

教育長、生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成26年福島県人事委員会勧告を踏まえた県の改正に準じ、平成26年4月の公民の給与格差に基づく給与改定等を行うとともに、給与制度の総合的見直しのための改定等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号、三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、固定資産税の不均一課税に係る改正などが行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号、平成26年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第6号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては総務費県委託金、財政調整基金繰入金等の追加であります。歳出においては、財産管理費、企画費、情報システム費等の追加と、自治振興費等の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号、平成26年度三春町一般会計補正予算（第7号）について。

財務課長、総務課長の出席を求め、補正予算（第7号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては一般寄附金の追加と、財政調整基金繰入金の減額であります。歳出においては一般管理費の追加であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、12月定例会で付託を受けた議案の審査の経過と結果について報告いたします。本委員会は12月4日に日程設定を行い、8日、10日の2日間、現地調査を含め第4委員会室で開催いたしました。

議案第87号、和解及び損害賠償の額の確定について。

議案第88号、町道路線の認定について。

議案第97号、三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての3議案は、建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。

議案第87号は、三春岩本住宅団地建築協定地区内に誤って許可し、築造されたコンクリートブロック塀の解体撤去に係る損害賠償の額を確定し、相手方と和解を成立させるためのものです。

議案第88号は、県道飯野三春石川線道路改良工事により、旧道となった路線を引き受け、新たに町道に認定するものです。

議案第97号は、三春町町営住宅の新町団地1棟1戸及び清水団地1棟1戸について用途廃止をするため、本条例の一部を改正するものです。

3議案とも全員一致 原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第98号、三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め詳細な説明を受けました。平成26年福島県人事委員会勧告を踏まえた県の改正に伴う職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じ、管理職員特別手当の支給についての改正等を行うため、本条例の一部を改正するものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第99号、三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について。

産業課長の出席を求め詳細な説明を受けました。三春町旧桜中学校交流施設の管理を指定管理者に行わせるためのものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第100号、平成26年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

建設課長、産業課長の出席を求め詳細な説明を受けました。歳入においては、土木費国庫補助金、商工費県補助金、雑入、土木債の追加であります。歳出においては、人件費、商工振興費、道路維持費、橋梁維持費の追加が主なものであり、所管に係る事項については、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第105号、平成26年度三春町水道事業会計補正予算（第2号）について。

議案第106号、平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第3号）について。

企業局長の出席を求め詳細な説明を受けました。2議案とも、収益的支出の営業費用を増額するものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第107号、平成26年度三春町一般会計補正予算（第7号）について。

産業課長の出席を求め詳細な説明を受けました。歳入においては、商工費県補助金の追加であります。歳出においては、商工振興費の追加であり、所管に係る事項については、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 12月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案の審査経過と結果について報告いたします。本委員会は、12月4日に日程設定を行い、12月8日、9日、10日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第96号、三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。

本案は、産科医療保障制度掛金の引き下げによる出産育児一時金の減額を回避し、出産育児一時金の総額42万円を維持するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号、平成26年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。

議案第100号のうち教育課所管に係る歳入については、国庫支出金及び県支出金の増額

であり、歳出の主なものは、保育所費を増額するものであります。生涯学習課所管については、歳出の主なものは、社会教育費を増額するものであります。保健福祉課所管に係る歳入の主なものは、県支出金の増額であり、歳出の主なものは、社会福祉費を増額するものであります。住民課所管に係る歳入は、町債の増額であり、歳出は、災害復旧費の増額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号、平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入の主なものは、療養給付費交付金を増額するものであります。歳出については、給付費及び予備費を増額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号 平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入の主なものは、繰入金を増額するものであります。歳出については、総務費及び給付費を増額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について。

住民課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入については、繰入金を減額するもので、歳出については、委託料を減額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第86号及び議案第104号につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第6により、議案の審議を行います。

議案第85号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号「第7次三春町長期計画の策定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより議案第86号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第87号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより議案第87号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第88号「町道路線の認定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより議案第88号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第89号「三春町旧桜中学校交流施設条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号「三春町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号「三春町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第97号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第98号「三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号「三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号「平成26年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号「平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第102号「平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第103号「平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第104号「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第105号「平成26年度三春町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第106号「平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第107号「平成26年度三春町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員

長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 12月定例会に提案をいたしました全議案、議員の皆さん方には精力的に審査をしていただき、全議案可決をしていただきまして誠にありがとうございます。

12月定例会が閉会いたしますと間もなく新しい年を迎えます。寒さも厳しくなっております。風邪など引かないようにしながら、今後のご活躍をご祈念申し上げてあいさついたします。

ご苦労様でした。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成26年三春町議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午後3時10分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月10日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 85号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	原案可決
議案第 86号	第7次三春町長期計画の策定について	全 員	原案可決
議案第 87号	和解及び損害賠償の額の決定について	全 員	原案可決
議案第 88号	町道路線の認定について	全 員	原案可決
議案第 89号	三春町旧桜中学校交流施設条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 90号	三春町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 91号	三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 92号	三春町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 93号	三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 94号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 95号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 96号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 97号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 98号	三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 99号	三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第100号	平成26年度三春町一般会計補正予算(第6号)について	全 員	原案可決
議案第101号	平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決

議案第102号	平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第103号	平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第104号	平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第105号	平成26年度三春町水道事業会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第106号	平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第107号	平成26年度三春町一般会計補正予算(第7号)について	全 員	原案可決